三春町告示第８８号

平成２５年９月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成２５年８月２８日

三春町長　鈴　木　義　孝

１　日　　時　　平成２５年９月５日（木）午前１０時
２　場　　所　　三春町議会議場

平成２５年９月５日、三春町議会９月定例会を三春町議会議場に招集した。

１　応招議員・不応招議員

１）応招議員（１６名）

１番　陰山丈夫	２番　渡辺泰譽	３番　影山初吉
４番　佐藤　弘	５番　本田忠良	６番　本多一安
７番　儀同公治	８番　渡辺正久	９番　三瓶文博
10番　佐久間正俊	11番　小林鶴夫	12番　橋本善次
13番　鈴木利一	14番　渡邉勝雄	15番　佐藤一八
16番　日下部三枝		

２）不応招議員（なし）

２　会議に付した事件は次のとおりである。

議案第７７号　訴えの提起について
議案第７８号　三春地区仮置き場造成工事請負契約について
議案第７９号　三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第８０号　三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第８１号　三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第８２号　三春町第三セクター管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第８３号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
議案第８４号　三春町第１保育所に係る指定管理者の指定について
議案第８５号　平成２５年度三春町一般会計補正予算（第３号）について
議案第８６号　平成２５年度三春町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第８７号　平成２５年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第８８号　平成２５年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第２号）について
議案第８９号　平成２５年度三春町病院事業会計補正予算（第１号）について
議案第９０号　平成２５年度三春町水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第９１号　平成２４年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第９２号　平成２４年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９３号　平成２４年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９４号　平成２４年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９５号　平成２４年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９６号　平成２４年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９７号　平成２４年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
議案第９８号　平成２４年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について
議案第９９号　平成２４年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
議案第 100 号　平成２４年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について

報　告

報告第４号　　平成２４年度財政の健全化に関する比率の報告について
報告第５号　　平成２４年度三春町第三セクターの経営状況報告について

平成２５年９月５日（木曜日）

１　出席議員は次のとおりである。

１番　陰　山　丈　夫	２番　渡　辺　泰　譽	３番　影　山　初　吉
４番　佐　藤　　弘	５番　本　田　忠　良	６番　本　多　一　安
７番　儀　同　公　治	８番　渡　辺　正　久	９番　三　瓶　文　博
10番　佐久間　正　俊	11番　小　林　鶴　夫	12番　橋　本　善　次
13番　鈴　木　利　一	14番　渡　邉　勝　雄	15番　佐　藤　一　八
16番　日下部　三　枝		

２　欠席議員は次のとおりである。

　　な　し

３　職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

　事務局長　　橋　本　清　文　　書記　　近　内　信　二

４　地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町　　長	鈴　木　義　孝
副　町　長	橋　本　國　春

総　務　課　長	佐　久　間　收	財　務　課　長	鈴　木　正　人
住　民　課　長	工　藤　浩　之	除染対策課長	村　田　浩　憲
税　務　課　長	佐久間　幸　久	保健福祉課長	影　山　敏　夫
産　業　課　長	佐　藤　哲　郎	建　設　課　長	伊　藤　　朗
会計管理者兼 会　計　室　長	遠　藤　弘　子	企　業　局　長	増　子　伸　一

教育委員会委員長	武　地　優　子	教　育　長	遠　藤　真　弘
教育次長兼教育課長	橋　本　良　孝	生涯学習課長	滝　波　広　寿

農業委員会会長	宗　形　義　匡

代表監査委員	大　津　　茂

５　議事日程は次のとおりである。

議事日程　平成２５年９月５日（木曜日）　午前１０時１５分開会

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸般の報告
第　４　議案の提出
第　５　町長挨拶並びに提案理由の説明
第　６　議案の質疑
第　７　監査報告

第　８　議案の委員会付託

第　９　報告事項について

６　会議次第は次のとおりである。

（開会　午前１０時）

……・・　開　会　宣　言　・・……

○議長　ただいまより、平成２５年三春町議会９月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

……・・　会議録署名議員の指名　・・……

○議長　日程第１により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、７番儀同公治君、８番渡辺正久君のご両名を指名いたします。

……・・　会　期　の　決　定　・・……

○議長　日程第２により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より９月１３日までの９日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より９月１３日までの９日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に通知しました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

……・・　諸　般　の　報　告　・・……

○議長　日程第３により、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について、監査委員より、平成２５年度第３回、第４回、第５回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。

……・・　議　案　の　提　出　・・……

○議長　日程第４により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第７７号、訴えの提起について」から「議案第１００号、平成２４年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」までの２４議案であります。

……・・　町長挨拶並びに提案理由の説明　・・……

○議長　日程第５により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長　９月定例会のあいさつに先立ちまして、さる８月９日の臨時会での私の開会のあいさつの中で、「議会からの意見や議会の意見を踏まえて」、という発言があったかと思いますが、これらについては削除をお願いをいたします。

それでは、開会にあたり現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いたします。

まず、８月５日から６日の大雨により被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。町といたしましても、全力をあげて災害復旧に取り組んで参る所存でありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは最初に除染事業に関する取組みについてであります。

現在、放射線量は原発事故直後と比べ、減少傾向にありますが、まだまだ不安は払拭されていない状況にあります。町では、一日でも早く町民の安全で安心な生活が取り戻せるよう、平成２３年１２月に策定した三春町除染実施計画に基づき、町民や関係機関のご理解とご協力のもと、全力で除染に取り組んでいるところであります。仮置き場の設置状況につきましては、町内に５ヶ所設置する計画の中で北部３地区については、今年の春に完成し、当該地区の住宅地除染に伴い発生する除去土壌等の搬入が開始しているところであります。残り４ヶ所の内、現在造成工事中が２ヶ所、9 月着手予定が１ヶ所、協議中が１ヶ所となっております。

なお、完成した仮置き場については、管理人が常駐し、受入や数量管理及び放射線量測定を行っております。また、仮置き場に持ち込まれた放射性物質の一時的な飛散、流出防止対策としてブルーシートを設置するなど管理を行っております。

また、避難自治体への復興支援として、去る７月２６日に葛尾村と葛尾村営復興公営住宅建設に係る協定書の締結を行いました。この協定に基づく整備事業により、長期避難を余儀なくされている方々の居住が安定的に確保され、将来的には帰還が円滑に進められるよう町としても最大限の協力をして参る所存であります。

次に、町有施設の整備等に関する取組みについてであります。

役場庁舎の整備については、８月２９日に設計業務の公募型プロポーザル競技に係る審査委員会を開催し、競技の実施要領や評価基準等についての意見交換を行ったところであります。今後も三春町役場庁舎整備基本計画に基づき、速やかに整備を進めて参る所存であります。教育施設の整備等についてでありますが、沢石小学校については、旧沢石中学校を使用することとしたため、引越し業務を実施いたしました。三春小学校については、耐震補強工事を実施することとしたため、旧三春中学校を一時的に使用することとしました。共に夏休み明けからは新しい校舎での授業を開始しているところであります。

続いて、平成２４年度に町が重点施策として取り組んだ施策の主な成果と決算の概要について説明いたします。

第１は「原子力発電所事故による除染等対策に関する取組み」についてであります。

除染事業については、先程申し上げましたとおり、三春町除染実施計画に基づき、仮置き場の整備を進め、住宅をはじめ、農地、公共施設、町道等の除染作業を実施して参りました。併せて、風評被害や健康被害への対策として、放射線量モニタリング調査や食品等放射能測定、小中学生のホールボディカウンターによる内部被ばく量の測定等を継続して実施するとともに、子どもの甲状腺検査を実施できる環境整備として、甲状腺対応超音波検査機器を購入し、県が行う県民健康管理調査の事後として、専門医師による個別の相談に対応できる体制を三春病院に整備しました。

第２は「中学校再編に関する取組み」についてであります。

新三春中学校建設工事については、平成２４年１２月２８日に建物の引き渡しを受けました。学校運営や教育方針の決定などソフト面における開校準備や通学路の整備等にも取組み、年度末期に各中学校から新三春中学校への引越業務を行い、この春開校することができました。なお、通学路への安全対策としては、歩行者用通路の新設や学校周辺地域への防犯灯及び通学路看板の設置、通学路上への外側線表示等の整備を実施しました。

また、遠距離通学生徒のため、スクールバスの運行経路の設定や乗降箇所の選定等を行い、中型バス２台、マイクロバス４台を新規に購入しております。

第３は「人口減少・少子化対策に関する取組み」についてであります。

この点につきましては、主に人口減少に歯止めをかける住宅施策の展開や、地域間交流等による交流・定住人口の増加を図る施策の推進、子育て支援施策の充実などに取り組んで参りました。人口の減少は、町の活力と経済に大きな影響を及ぼす問題であります。そのため、人口の流出・減少を抑制し、定住を促進するため平成２４年６月に三春町定住促進計画を策定し、各種事業に取り組むこととしたほか、少子化対策として、子育て支援医療費助成の対象を高校３年生相当まで拡大しました。

また、町として第１保育所の公設民営化を進めるという方針を決定し、教育委員会と議会全員協議会での協議を経て、三春町幼稚園・保育所のあり方についての構想を策定しました。

第４は「町有施設の修繕等に関する取組み」についてであります。

公共施設の耐震化や閉校となる中学校の利活用計画は重要な課題であることから、町民代表などによる公共施設整備方針検討委員会により検討を重ね、役場庁舎や図書館の建設、旧公民館の解体、閉校となる中学校の利活用方針が取りまとめられ、平成２５年１月に答申がありました。今後はこの答申の内容を十分踏まえ、整備方針等を具体化して参ります。三春小学校の耐震補強工事については、児童の安全安心を確保するために計画を前倒して、平成２４年度に調査設計を行い、今年度耐震補強大規模改造工事に着手いたしました。

また、公共施設の修繕には多額の経費が必要となるため、長期修繕計画の策定に取り組んでおり、御木沢小学校の浄化槽及びプールの改修、学校等トイレの洋式化などを計画的に進めて参りました。

第５は「産業振興による地域活性化に関する取組み」についてであります。

中心市街地の活性化につきましては、商業核店舗の整備を行いましたが、街なかへの賑わいの創出や通年型観光の推進には、まだまだ創意工夫が必要と感じております。その中で、街なかの整備を促進するために、町道北町荒町線の道路改良工事を行うとともに、蔵の整備や、城山整備、桜川の修景等に取り組みました。企業立地関係では、田村西部工業団地に新たに立地した事業主に対して、三春町工場等立地促進条例に基づく奨励金を交付し支援を行っております。農業の振興に関しましては、原発事故による風評被害の払拭や農業者戸別所得補償制度の推進、中山間地域等直接支払制度の活用、企業の農業参入支援等に取り組みました。滝桜観光対策については、無料シャトルバスの運行や臨時駐車場の設置など、渋滞緩和策を講じました。

また、三春春まつりなど、各種イベントを実施するとともに、もみじ山整備を継続して行い、通年型観光へ向けての整備に取り組みました。

第６は「安全で安心して暮らせる生活環境の創造に関する取組み」についてであります。

生活・生産基盤向上のための道路網の整備では、四反田富沢線、実沢線、中央線の舗装補修事業に着手し、継続事業の清水永作線が完成いたしました。生活道路では、まちづくり協会から要望のあった路線などを計画的に整備いたしました。桜川改修や県主体の道路改良工事などの県事業関係では、国道２８８号三春西バイパスが平成２５年５月に全線開通するなど、順調に進展しております。

また、東日本大震災を教訓とした災害に強いまちづくりを推進するため、新三春中学校の敷地内に地下式防火水槽を設置したほか、避難広場や町有施設への太陽光発電の整備を進めました。

第７は「町民の健康増進と福祉施策の充実に関する取組み」であります。

地域医療の充実に関しては、胃がん、肺がんの施設検診の普及を踏まえ、町内開業医も利

用できる放射線画像モニターを三春病院に設置いたしました。町民の健康増進については、疾病構造に対応した施策の推進と検診率の向上が不可欠であります。そのため、個別の受診勧奨通知を行い、受診率の向上に努めたほか、前立腺がん検診を新たに導入しました。予防事業では、肺炎球菌ワクチン接種、インフルエンザ、子宮頸がん、ヒブの各ワクチン接種助成を継続して実施しました。

また、町内で地域密着型特別養護老人ホーム等の建設が着工され、平成２５年１０月に開所する予定となっております。

次に、平成２４年度決算の概要についてであります。

歳出決算額では、一般会計が８４億５，０９４万円、特別会計では、国民健康保険特別会計等５事業の合計が４０億８８４万円、また、水道事業等と病院事業４企業会計の合計は、１０億９，９１８万円でありました。

町債については、平成２４年度末借入残高は、一般会計８５億７，０９６万円となり、前年度と比較して４，８５５万円の増となりました。また、水道事業等企業会計の借入残高は、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて４１億３，０４１万円で、前年度と比較して２億７，５１３万円の減となりました。

次は、財政状況を示す指標についてであります。

経常収支比率については、８３．３と前年度より７．４ポイント減となりました。実質公債比率についても１１．８％と前年度より２．１ポイント減となりました。また、将来負担比率についても７５．４％と前年度より１４．６ポイント減となり、財政指標全般で年々改善しております。

次に、決算の総括についてであります。

平成２４年度は、重点施策でも申し上げたとおり、東日本大震災・原発事故からの復旧復興を目指し、放射線量の測定や除染対策への取り組みなど、町民の安全・安心を確保する各種施策の推進を最優先に、積極的な展開を図りました。また、経常業務につきましては、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、更なる町民の福祉向上を目指し取組みました。その結果、新三春中学校建設などの主要事業をはじめ、計画した事務事業は概ね順調に進展し、まちづくりを確実に前進させることができたものと考えております。改めて議会をはじめ、町民の皆様に感謝申し上げますとともに、今後とも町政発展のためにご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、今定例会に提案しました議案につきましては、「訴えの提起について」をはじめ、工事請負契約、条例の一部改正、人事案件、指定管理者の指定、補正予算、剰余金の処分と決算認定であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりでありますので、慎重に審議されまして、全議案可決、同意、承認いただきますようお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつといたします。

よろしくお願いいたします。

……・・ **議 案 の 質 疑** ・・……

○議長　日程第６により、会議規則第３７条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

○議長　６番議員！

○６番（本多一安君）　その前にちょっとお聞きしたいんですが。

今の説明の中で、冒頭に先ほど議長の方から全員協議会の中で、同会期中でなければ削除はできないという発言があって、町長が冒頭に「８月９日臨時会においてのその発言について削除をする」と。どこからどのような形で削除をするということなのか、ちょっとお聞きをしたい。

○議長　いま６番議員の方から、町長の方の、町長のあいさつの中の冒頭のところです。事務局の方でお話しをしたように、前回の８月９日の部分については、削除はできませんということで、執行側の方に話しはしてあります。したがって、今回の質問の中身でそこのところを踏まえてのどこを削除するという話しなのかということだと思いますが、削除はできないという話しでは話しはしてありますが、その辺の事について今の説明についてちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長　鈴木町長！

○町長　過日の全協の中で、議会という文言は入れるべきでないという意見によってですね、あの時も削除して、削除しますと言いますかね、そういう私からの発言をしたんですが、後で議会事務局の方で調べた結果、本会議で言わなければ、それはできないんだという議会からのそういう申し出がありました。それに沿ってですね、先ほどあいさつの冒頭に申し上げたんでありますけれども、議会という文言ですね、町長のあいさつの中での議会という文言を削除すると、こういうことで申し上げました。

○議長　６番議員！

○６番（本多一安君）　私が聞いている事と答えている事がまったく一致していないんですが、会期内でなければ、本会議であろうが、当然削除は本会議ですよ、執行側ですから。議会だったら、本人の申し出、若しくは議長職権によって削除はできますけれども、執行側の場合は本会議を開催して会議に諮って、そしてそこで削除願いをして、削除できるんですが、先ほどの議長の説明だと、会期内でなければ削除はできないと言っているんですよ。したがって、今日この本会議であろうが何だろうが、削除をすると言われても、だから私が言っているようにどこの部分をどのような形で削除という言葉を使っているのか、という事を聞いているですよ。できないと思うんですよ。はっきり言って。できなかったらどうすんだという話しですよ。だからこれ議長解釈してもだめなんだ、これ執行側で解釈しないと。そう議長が言ったわけだからね、我々に。だからそれを受け質問しているわけ、それはおかしくなるんじゃないないですか、また会議録が。だから、削除するという事は、どういう考えの中で削除すると言ったんだか、それができないということであれば、どのような形でそれを終結させるか、ということをやっておかないと後でおかしくなるでしょう、ということを私は指摘をしているんです。

○議長　多分、今回のこの削除についての話しですけれども、８月９日の時にでた会議録、それは今回のこの会議の中であっても、本会議場であっても一回会議録に載ったものは、削除はできないということで、その話しは執行側にも事務局の方からも話しはしてあります。それで、そこのところの削除ということについて、今回、前回の部分をやるということはもうできないことなので、そのことについて執行側としてどういうふうに考えて行くのかという話しをしてあります。

○６番（本多一安君）　議長！いいですか。できないとかそういう話しじゃないと思うんですよ。できると思うんですよ。だからできることを考えてくださいということを言っているわけ。議長として、できないと自分が申し入れをしておいて、そしてできないと言っちゃたんではおかしいんで、それはできると思うんですよ。方法があろうと思うんです。だから、その方法を、当然見つけ出しておいたのかなと思ったらば、それが見つかっていなかったと、違うものを見つけちゃったと、こういうことなんです、結果として。それをきちんと整理をしておかないとだめじゃないですか、ということなんです。だから、事務局が言ったとか、誰が言ったではなくて、その辺、言っても理解が執行側でいただけていないということです

から理解を議長として、してもらってください。

○議長　　今の質問は結局、議長の方で執行側と話し合いをしてということになるかなと思うんですけれども、それでその中で、その削除の件について話し合いをするということで、そういうことでよろしいでしょうか。

○４番（佐藤弘君）　　その件に関しましては、今日の議会運営委員会の中でも話しがありましたので議会運営委員長として発言をしたいと思うんですけれども、まず、８月９日、一日限りで終わっていますので、本会議中でないと訂正、削除はできないと、この旨議会局長より議運の中で話しがされました。その中で当然、できなければそれらの形をどのようにするのか、今日の本会議冒頭で当然、整理がされるべきなんですねと、議長に確認をしております。議長としては、その旨言ってあるのでそのことを頭に執行側は今日のあいさつで整理をされるはずだと、こういうことを言われました。今の町長発言については、削除するという発言ですから、これ削除できないに削除すると言っているわけですよね。したがって、この辺ついて議長はそれで良いと認めているのかどうなのか、我々としては今、本多議員からあったように削除できないのであれば、それに代わる何か執行側があってしかるべきだと。一つの例であれば、謝罪をするしかないということもあると思うんだよね。前回の発言に対する謝罪をするという。そういうものをやっぱりきちっと落としどころを、議長もやっぱりおかしいとするならば、執行側と詰めるべきではないかという中身だと思うんです。そうでないとこの場で我々と執行側とうんぬんかんぬんなんて言っても変な方向に行くこともあればね、おかしくなりますので、休議をしてその辺、これ議運の問題ではないので執行側と議長ともう少し落としどころを決めるべきではないかということだと思いますのでお願いをしたい。

○議長　　それでは、今の話しの中で削除の件について、ちょっといろいろ話し合いをしたつもりだったんですけれども、その中身がうまく取れていないというか、そういうところがありますので、暫時、休議をしまして執行側と調整をして来たいと思います。

……・・　**休　憩**　・・……

（休憩　午前１０時４８分）

（再開　午前１０時５４分）

……・・　**再　開**　・・……

○議長　　それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

○議長　　それでは、執行側の方から。

○議長　　鈴木町長。

○町長　　この件につきましては、事務局同士で打ち合わせをしたんですけれども、私の勘違いなどがありましてですね、会期中でないと削除はできないという部分を勘違いをいたしておりまして、もうできなということでありますので、私の不行き届きな発言についてお詫びを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長　　それでは次の日程に入って行きます。

日程第６により、会議規則第３７条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、「議案第７７号、訴えの提起について」から「議案第１００号、平成２４年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長　議案第７７号、「訴えの提起について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第７８号、「三春地区仮置き場造成工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第７９号、「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第８０号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第８１号、「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第８２号、「三春町第三セクター管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第８３号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第８４号、「三春町第１保育所に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第８５号、「平成２５年度三春町一般会計補正予算（第３号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第８６号、「平成２５年度三春町介護保険特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第８７号、「平成２５年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第８８号、「平成２５年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第８９号、「平成２５年度三春町病院事業会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第９０号、「平成２５年度三春町水道事業会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第９１号、「平成２４年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第９２号、「平成２４年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第９３号、「平成２４年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第９４号、「平成２４年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第９５号、「平成２４年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第９６号、「平成２４年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第９７号、「平成２４年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第９８号、「平成２４年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

余剰金計算書・処分計算書（案）及び収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第９９号、「平成２４年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第１００号、「平成２４年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

余剰金計算書・処分計算書（案）及び収益的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

……・・　**監　査　報　告**　・・……

○議長　日程第７、監査報告について。

監査委員から、平成２４年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

大津代表監査委員！

○大津代表監査委員　平成２４年度、各会計の決算審査についてご報告いたします。

監査委員は私、大津と議会選出の渡辺泰譽委員２名でございます。

決算審査意見書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、審査の概要であります。審査の期間は、平成２５年８月５日から８日及び１２日の５日間であります。

次に審査の対象は、平成２４年度三春町一般会計決算から、１１番目の平成２４年度三春町病院事業会計決算までの１１件であります。

審査の方法でありますが、予め町長から提出された、平成２４年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び平成２４年度基金運用状況調書並びに平成２４年度公営企業会計決算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書についてでございます。

１つ目には、関係法令に準拠し作成しているか。

２つ目に、計数は正確であるか。

３番目に、予算の執行は法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。

４つ目、財政の運営は適正であるか。

５つ目、財産の管理は適正であるか。

６つ目、基金の運用は適正であるか。などに主眼重点をおきまして、例月出納検査並びに定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果は、審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認められました。

各会計の審査結果につきましては、お手元にお配りされております決算審査意見書に詳細に報告をいたしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

最後に、決算審査意見書の１６ページに「結び」として意見をまとめさせていただきましたので、ここで読み上げたいと思います。

一、財政運営全般について。

平成２４年度決算は、平成２３年度に引き続き東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた内容となった。

歳入においては、震災関連の特別交付税や県支出金の減収、固定資産税評価額の見直し等により、減少となった。このような中で、町税・国保税の徴収率が向上し収入未済額が減少した。今後も、財源確保のために国や県の動向に注視しつつ、収入未済額の解消に努め、自主財源を確保することにより、財政基盤の安定に取り組むことを望むものである。

歳出においては、新三春中学校の建設、東日本大震災による損壊家屋解体撤去や原発事故に伴う除染、防災行政無線のデジタル化等の事業が実施され、増加となった。今後も、東日本大震災からの復興事業や放射性物質対策に取り組むとともに、三春町第４次行財政改革大綱実施計画に基づき、事務事業の見直しや経費の縮減等を図り、効率的な行政運営に努めることが重要である。

町債残高については、新三春中学校の建設などにより増加している。これから庁舎の建て替えを含め公共施設整備事業が予定されていることから、この財源は基金への積立てや補助事業の活用により、町債発行を抑制する必要がある。

財政指標については、中期財政計画を上回って改善が図られており、健全化の方向に進んでいる。しかし、財政力指数及び将来負担比率は県内自治体の平均より下位にあることから、更なる改善を期待したい。

二、除染事業について。

三春町除染実施計画が法に基づく法定計画に移行され、仮置場の整備や除染モデル事業等が実施された。

仮置場の設置については、一部地区が協議調整中であるが、引き続き町・議会・自主防災会が一緒になって、合意形成が図れるように進めていただきたい。

また、モデル事業を検証して得られた知見を取り入れ、効率的・効果的な除染に取り組むとともに、除染箇所の継続的なモニタリングを行うことで、町民の安心を確保されたい。

以上であります。

終わりに、今後も限られた財源を有効に活用され、住民福祉の更なる向上を期待して、決算審査のご報告といたします。

以上であります。

……・・　議案の委員会付託　・・……

○議長　日程第８により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第７７号から議案第１００号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

……・・　報　告　事　項　・・……

○議長　日程第９、報告事項について。

報告第４号、平成２４年度財政の健全化に関する比率の報告について。

報告第５号、平成２４年度三春町第三セクターの経営状況報告について。

町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたのでご了承を願います。

……・・　散　会　宣　言　・・……

○議長　以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

（閉会　午前１１時１５分）

平成２５年９月６日（金曜日）

１　出席議員は次のとおりである。

１番　陰　山　丈　夫	２番　渡　辺　泰　譽	３番　影　山　初　吉
４番　佐　藤　　弘	５番　本　田　忠　良	６番　本　多　一　安
７番　儀　同　公　治	８番　渡　辺　正　久	９番　三　瓶　文　博
10番　佐久間　正　俊	11番　小　林　鶴　夫	12番　橋　本　善　次
13番　鈴　木　利　一	14番　渡　邉　勝　雄	15番　佐　藤　一　八
16番　日下部　三　枝		

２　欠席議員は次のとおりである。

な　し

３　職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長　　橋　本　清　文　　書記　　近　内　信　二

４　地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町　　長	鈴　木　義　孝
副　町　長	橋　本　國　春

総　務　課　長	佐　久　間　收	財　務　課　長	鈴　木　正　人
住　民　課　長	工　藤　浩　之	除染対策課長	村　田　浩　憲
税　務　課　長	佐久間　幸　久	保健福祉課長	影　山　敏　夫
産　業　課　長	佐　藤　哲　郎	建　設　課　長	伊　藤　　朗
会計管理者兼 会　計　室　長	遠　藤　弘　子	企　業　局　長	増　子　伸　一

教育委員会委員長	武　地　優　子	教　育　長	遠　藤　真　弘
教育次長兼教育課長	橋　本　良　孝	生涯学習課長	滝　波　広　寿

農業委員会会長	宗　形　義　匡

代表監査委員	大　津　　茂

５　議事日程は次のとおりである。

議事日程　平成２５年９月６日（金曜日）　午前１０時開会

第　１　一般質問

６　会議次第は次のとおりである。

（開会　午前１０時）

……・・　**開　会　宣　言**　・・……

○議長　ただいまより、本日の会議を開きます。

……・・　**一　般　質　問**　・・……

○議長　日程第１により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は質問席において、一問一答により行います。

なお、質問回数については従来再々質問までとしておりましたが、更なる充実を図るための試みとして、前回の定例会に引き続き質問回数には制限を設けないで、質問の全体時間３０分以内の時間制限で行います。

それでは、通告による質問を順次許します。

１１番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第１の質問を許します。

○１１番（小林鶴夫君）　新議長の下、先に通告した２点について最初に質問いたします。

始めは、三春町観光ビジョン策定の進捗状況についてです。

三春町の観光に関しましては、本議会でも何回も多くの議員が質問に立っております。そして、町も「春の観光は完成したが通年型観光については、お城山のアジサイ植栽やダムサイトのもみじ山の整備等を行っているが、まだまだ工夫する必要がある」と答弁されております。昨日も町長からそのような報告がございました。観光立町を目指した町長が、最初の任期半ばの平成１７年９月の定例会で「観光振興や通年型観光については、観光協会や関係者の協力を得ながら勉強会を立ち上げて町も参加して幅広い議論をし、意見の集約を図り、アクションプログラムという形にまとめたい」と答弁されております。しかし、残念ながらそれが未だに出来ておりません。これに関しましては、私も何回も質問いたしまして、前の産業課長は「じっくり腰を落ち着けて前向きに検討したい」とのことでですね、「２３年度中に策定する」と答弁したんですけれども何も進展ございませんでした。翌年も同じでございました。

１番目にですね、観光振興、通年型観光を目指した三春町観光ビジョン策定はですね、今年の３月定例会で前の産業課長が「２５年度中には素案の作成までに行ないたいと」と答弁しております。４月から産業課長も変わりましたが、その引継ぎはなされていると思います。近年は春のまつりや秋まつり、最近では三春の温泉街でも大きなイベントを行っております。また、８月２９日の町のホームページでは三春町のマスコットキャラクターのデザイン募集等も行っており、いろいろ工夫してはおりますが、２５年も早や半ばになりましたので、三春町観光ビジョンの策定のですね、進捗状況についてお聞かせください。

２番目にはですね、磐越東線、以前は平郡線と言っていたようですが、大正３年西暦でいうと１９１４年7月２１日に郡山・三春間が開通いたしました。したがって、三春にとっては来年開通１００周年になるわけでございます。開通１００周年はまさに大きな節目の年となりますので、町としてはですね、ＪＲや商工会、観光協会等とですね、連携して記念のイベントを開催すべきと思いますが、計画の腹案がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

３番目はですね、今年は宮城仙台、来年は山形、再来年平成２７年４月から６月の３ヶ月間はですね、ＪＲ６社が県内全域でですね観光キャンペーン、ふくしまデスティネーションキャンペーンを開催すると報じられております。デスティネーションという馴染みの薄い英語ですが、直訳すれば目的地とか行先になりますけれども、私なりに、ふくしまに出かけようキャンペーンではないかと思っております。そのキャッチコピー、即ち宣伝文はですね、小学１年生の人のですね、「福が満開、福のしま」に決まったと数日前の新聞で報道されておりました。２年近くもあるのでですね、まだ具体的な案には至っていないと思いますけれども三春町としてはですね、このような機会をとらえてですね、是非ともそういうことを実施したいという腹案がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長　　質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長　　ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、１点目の観光ビジョン策定の進捗状況でございますけれども、ただいまのご質問の３点目にもありましたとおり、平成２７年には、ふくしまデスティネーションキャンペーンが福島県内で開催されます。このキャンペーンは、ＪＲ６社が中心となり地元観光関係者や自治体､全国の旅行会社が協力して実施する国内最大規模の観光キャンペーンでございます。町ではこのキャンペーンを観光推進の好機ととらえて、この要素を観光ビジョンの骨子としてまとめていきたいと考えております。

７月には観光まちづくり連絡会を開催し、事業の説明と観光素材の提案等をお願いし、現在､観光協会を中心に､三春町の観光素材をまとめているところでございます｡三春町には、多くの観光素材がありますが、やはり滝桜を中心とした桜をメインに、夏のアジサイや秋のもみじなどの四季折々の自然の魅力や歴史と文化素材等を活かし、併せて各種イベントの開催などによる、通年型・着地型の観光交流への誘導や地域振興策につながる観光ビジョンを今年度中にまとめて行きたいと考えております。

２点目の、磐越東線開通１００周年の記念イベントについてお答えをいたします。

磐越東線は、郡山三春間が平成２６年に、全線の郡山いわき間が平成２９年に開通１００周年を迎えます。ＪＲ三春駅では、毎年１０月に鉄道の日を記念したイベントを開催しておりますが、ご質問の開通１００周年記念に合わせたイベントにつきましても、町としましても今後は三春駅や関係諸団体と協議し、今後事業の計画を検討して参りたいと考えております。

３点目の、デスティネーションキャンペーンについてお答えをいたします。１点目でお答えしたとおり、平成２７年には、国内最大規模の観光キャンペーンが、ふくしま観光キャンペーン、ふくしまデスティネーションキャンペーンが４月から６月の間、福島県で開催されます。町では、この事業に合わせて、観光素材及び事業内容について検討をしているところでございます。今後は、観光協会や観光関係者とともに、観光資源の更なる掘り起こしや磨き上げ、イベントの開催、おもてなしの充実などの受け入れ体制の整備を進めていくとともに、近隣の市町村と連携を取りながら、広域的な誘客対策等にも力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　　再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○１１番（小林鶴夫君）　　ただいまの答弁ではですね、再来年、２７年のですね、ふくしまデスティネーションキャンペーンを基にですね、観光ビジョンを作成するという解釈かなと思いますけれども、果たしてそれがですね、今後の通年型観光につながるかなと、ちょっと心配はいたしました。今、どういう方々がですね、もちろん観光協会を中心にですね、検討していると思うんですけれども、これは私というか町長さんの答弁にもありますおりですね、やっぱり通年型観光というのは一口に言っても大変難しいということは百も承知なんですけれども、町長さんが平成１７年の９月にですね、「まず勉強会を立ち上げて」という答弁をされております。勉強会もですね、素人というか、一般の人が集まってもですね、なかなかまとまらないと思います。それで私もいろいろ調べている中でですね、例えばＪＴＢ、今の観光協会事務局長さんのご出身はＪＴＢですけれども、ＪＴＢあたりですと観光に関してので

すね、いろんなコンサルタントをしているセクションがあるようなんですね。また、そういうことを専門にやっている会社もあるようで、でもＪＴＢさんが一番いいかなと思いますけれども、そういう方々、ようするに外部の方々のですね、意見を取り入れてですね、やると私は良いんではないかと、ともかくプロの方がですね、ある程度采配を振ってですね、それに基づいていろんなことを作れば良いかなと思いますけれども、今のこのデスティネーションキャンペーンはですね、どういう方々がいま参加して検討しているのか教えてください。

○議長　　当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長　　ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在、デスティネーションキャンペーンにつきましては、素材の取りまとめを行っております。この取りまとめにつきましては、まず先ほども申し上げましたとおり、７月に観光まちづくり連絡会を開催いたしました。構成メンバーにつきましては、警察署、三春ダムとかの国や県の関係機関、東日本高速道路、ＪＲ東日本、福島交通、タクシー会社、また、まちづくり協会等、町内の各種団体で構成をしている団体でございます。そこに観光素材のご協力をお願いしたところでございます。それで現在、まとめを行いまして、今後ですね、そのまとめた観光素材につきましては、県を通して、ただいまご質問の中にもありました観光の関係事業所、関係する業者さん達がその内容について検討するというような手続きを取りまして、平成２７年のキャンペーンにつなげて行くということで、三春町の観光素材につきましても、今後そういったプロの方々が目を通して磨き上げをしていくというような作業になるかというふうに伺っております。

以上です。

○議長　　再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○１１番（小林鶴夫君）　　今のメンバーですと観光まちづくり連絡会と称する方々で、今言ったように田村警察とか三春ダム、JR 等々もちろん観光にたけている方々だと思いますけれども、今までこういう方々がですね、一生懸命やっていただけたとは思いますけれども、今私が言ったですね、やはり、私が言ったというか平成１７年に町長がおっしゃったようにですね、これとは別にですね、勉強会を立ち上げていただければ嬉しいなと思います。これは、あくまでも私の要望でございます。

次にですね、ちょっと２番目に関係しますけれども、１００周年のことについて、ちょっとお伺いします。今のお話しですと１０月の鉄道記念日にうんぬんというお話しがありましたけれども、やはり開通したのは大正４年の７月２１日でございますので、それにぶつけた方が良いんじゃないかなと思います。磐越東線６０周年の時はですね、昭和４９年に御木沢商工会が中心になってですね、催しを行ったように聞いております。ですから、今度は１００周年ですから今度は町全体でですね、人が呼べるようなものをぜひ考えていただければなと思っております。三春町史によればですね、開通を祝賀するためにですね、臨時議会が招集され祝賀協賛会というのが作られてですね、当時のお金で５００円の予算が充てられたと書いてあります。当時の５００円は今に換算すると１５０万円位だそうですけれども、そして駅の構内にはですね、旧三春町その他のに私が今住んでいるところの岩江村、現在は郡山になってしまっておりますけれども、小泉村もですね、祝賀会に加わっていると、商店街は開通当初からですね、3 日間にわたり大売出しを行ったということが書いてございますので、ぜひですね、１００周年に関してはですね、町を挙げたですね、計画をお願いしたいと思い

ますけれども、今のお話しですと１０月のうんぬんとおっしゃてましたけれども、実際いつ頃にこのイベントをお考えか、ちょっと具体的な日時が分かりましたら教えてください。

○議長　　当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長　　ただいまのご質問にお答えをいたします。

開催時期の問題ですけれども、開通したのが７月２１日というお話しをいただきました。ただいま、ＪＲ三春駅ともちょっと話しを進めておりまして、開催の時期については、まだ未定でございますけれども、開業日も考慮して考えて行きたいということで現在進めております。

以上でございます。

○議長　　再々再質問ございますでしょうか。

小林鶴夫君！

○１１番（小林鶴夫君）　　ちょっと話題がそれて申し訳ございません。

○議長　　すません。一つだけ、これ一般質問なもんですから、要望、お願いというのは、ちょっとここでは受けられないので、それは謹んでいただきたいと思います。

○１１番（小林鶴夫君）　　それでは、ちょっと参考までにお聞きしますけれども、佐藤課長は今年３月に出来ました観光ＰＲ用のＤＶＤをご覧になったことはございますでしょうか。

○議長　　当局の答弁を求めます。

産業課長！

○産業課長　　ただいまのご質問にお答えをいたします。

三春町が観光協会に委託をして作ったＤＶＤだと思います。拝見をいたしました。

以上でございます。

○議長　　質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○１１番（小林鶴夫君）　　このＤＶＤは私が一般質問の機会をもらいまして、何回もやってですね、やっと具体化したＤＶＤと、これをですね、今年は１００枚しか作らなかったそうですけれども、これを今後どのように活用するのか、ちょっと質問がそれてしまいましたけれども、ちょっと産業課長、ＤＶＤに関してありましたらちょっと教えてください。

○議長　　小林議員、質問がこれ、それて行くので、この質問はちょっと取り上げられませんので。

○１１番（小林鶴夫君）　　はい。分かりました。それではですね、観光に関してはこれで終了いたします。

○議長　　それでは、第２の質問を許します。

小林鶴夫君！

○１１番（小林鶴夫君）　　それでは、次にですね、三春町の第７次長期計画の前倒しについてご質問いたします。

現在進行中のですね、第６次長期計画は平成１７年度に立案して平成１８年から２７年までの１０年間の計画となっております。先月９日の臨時議会で可決されました役場新庁舎の建設を始め、今後予定されている図書館、児童館等のですね、公共施設の整備等については、第６次長期計画には無かった内容なので、先の６月定例議会でですね、６次計画を見直す必要があるのでは、と質問いたしました。それに対しましては、「第７次長期計画の前倒しを含

めた計画の見直しの時に反映させてですね、今年度中に現行の第６次長期計画の進行管理をまとめ、第７次長期計画の前倒しを行いたい」との答弁でございました。

１番目にですね、第７次長期計画の立案は１年前に前倒しをしてですね、平成２６年度に行うのか。それともももっと早く作成するのかお聞きいたします。そしてですね、６次長期計画の進行管理は今年度中に取りまとめるとのことですが、具体的なスケジュールが決まっておりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長　　小林議員！後の通告、３、４については。

○１１番（小林鶴夫君）　　失礼しました。

２番目にですね、第６次長期計画のですね、人口施策に関しましてはですね、三春町の人口は最終年の平成２７年度でですね、１８，６００人程度を想定するとの計画でございました。２５年８月現在ですね、人口は１７，４９５人となってしまいですね、最終年の目標より既に１，０００人以上も減少しております。１０年前の平成１５年はですね、１９，６０７人と記録がございますので、年平均ですね、２００人以上の人が減少してってしまっていると。子育て支援とかですね、定住促進対策といろいおろな策は打っておりますけれども、なかなか人口に関しては難しい問題があるかと思いますけれども、第６次長期計画のですね大きな反省点と考えます。人口がですね、予想以上に大幅に減った要因やその分析をですね、行う必要があると思いますけれども、それを第７次長期計画のですね、立案の大きな課題ではないかなと考えておりますけれども、それらを行う予定があるかいなかをお聞かせください。

３番目にはですね、第７次長期計画にはこれからの１０年間、どのような町を目指すのか、ということが必要かなと思っております。第６次長期計画にはですね、残念ながら、ちょっとこれ手元にございますけれども、それが見当たらないと。行政の受け持つ仕事というのはですね、実に広範囲でですね、それらについては日常、皆さん一生懸命仕事をやっているということは良く理解できておりますけれども。しかし、議員になってですね、多くの方から聞かれるのは、「三春町は将来どのような町にするんですか」と聞かれるんですね。そうすると私も言葉に詰まってですね、いろいろなことをやっているということはご説明しますけれども、例えば今後はですね、前の質問に取り上げました観光立町にするとか、人口減少をですね、回復させるためにですね、大学等の高等教育機関を誘致するとかですね、あるいは高齢者が安心して暮らせる福祉日本一の町にするとか。そのような具体的なですね、目標を持つことがですね、町民のためでもあり町のために必要ではないかと思いますけれども、何かこの目標に関してですね、町は何かお考えがございましたらお伺いいたします。

４番目は、第７次長期計画の立案時にはですね、多くの町民の参加が好ましいかなと思っております。第６次長期計画の立案時は７つのまちづくり協会の推薦の７名と一般公募と言ってもですね、ちょっと応募する町民がいなかったので実質的には依頼を受けた２名の９名だけと。この次はですね、多くの町民が参加するあるいは参加したくなるようなですね、工夫が必要かなと思いますけれども、その辺町はどのようにお考えかお聞かせ願います。

○議長　　第２の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長　　質問にお答えいたします。

第１点目の第７次長期計画の立案時期についてでありますが、１年前倒しの平成２７年度

を開始年度とする第７次長期計画を、平成２５年度後半から着手して平成２６年度に完成させる予定であります。

２点目の見通し以上に人口減少が進行していることの原因分析についてでありますが、国全体が人口減少時代に入っているため、人口減少に歯止めをかけるというのは難しいことではありますが、できる限り人口減少に歯止めをかけるため、平成２３年１２月に庁内に検討委員会を立ち上げ、原因分析を行ったところであります。その分析の結果、第１の原因としては、出生数の減少、自然減ですね、が挙げられます。出生数減少の要因としては、社会における個人のライフスタイル・価値観の多様化により、未婚者の増加及び晩婚化傾向が顕著となり、結果として少子化が進行していることが挙げられるとこのように思います。第２の原因として、転入者を上回る転出者が多い状況、社会減でありますが、これが挙げられます。転出超過の要因としては、三春町のみならず多くの地方で問題となっている地元への就職先がないことによる若者の都市への転出が挙げられるところであります。以上のような原因分析を踏まえたうえで、平成２４年６月に三春町定住促進計画を策定し、人口減少対策を行っているところであります。

３点目の第７次長期計画における町の目指す方向・具体的な目標についてでありますが、三春町の歴史・文化・豊かな自然環境や地域資源を活かした継続発展するまちづくりを目指して、平成２５年度後半に第７次長期計画策定委員会を立ち上げて、今後１０年間の具体的な目標について設定したいと考えております。

４点目の第７次長期計画立案における一般町民参加についてでありますが、第６次長期計画策定の時も行いました町民委員の公募、まちづくり協会との意見交換などを第７次長期計画の策定においても行って行きたいと考えております。

○議長　　再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○１１番（小林鶴夫君）　　第７次長期計画のですね、スケジュールが分かりましたので、前倒しをして来年度中には完成というお話しでした。最後にですね、町民の参加についてですね、これはちょっと私の提案になりますけれども、多くの町民が参加するといってもなかなかこれは難しい問題もあると思います。したがいましてですね、この第７次長期計画を立てる時ですね、どういうフォーマットにするかは別にいたしまして、全町民にですね、全世帯にですね、アンケート形式、いろんなことに関する要望等をですね吸い上げるようなことをい最初にですねやればですね、町民の意見が反映されると思いますけれども、そういうお考えがあるかなしか、ちょっとお伺いします。

○議長　　当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長　　提案として受け止めましてですね、いろいろ検討させていただきたいと思います。

○議長　　再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　それでは、４番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第１の質問を許します。

○４番（佐藤弘君）　　先に通告してあります２件についてお尋ねいたします。

始めに幼稚園、保育所についてお尋ねいたします。

町営幼稚園、保育所それぞれの収入・料金等、支出・人件費等、町の持ち出し金額についてお聞かせ願います。

以上です。

○議長　第１の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長　１点目の質問にお答えいたします。

平成２４年度の各施設での収入支出等でございます。収入につきましては、保育料の他、補助金や諸収入が含まれておることをまずお伝えいたしたいと思います。

第１保育所につきましては、収入で１，９２０万円、支出で８，５９５万円、内人件費が７，２１８万円でございます。第２保育所につきましては、収入で１，７７０万円、支出で９，１００万円、内人件費が８，０４０万円でございます。北保育所につきましては、収入で４１１万円、支出で３，８１７万円、内人件費が３，５１５万円でございます。岩江幼稚園につきましては、収入で８３１万円、支出で４，４０９万円、内人件費が４，０７２万円でございます。中郷幼稚園につきましては、収入で３９９万円、支出で３，８８６万円、内人件費が３，５７４万円でございます。

全体では、収入５，３３１万円、支出が２億９，８０７万円、内人件費が２億６，４１９万円、差引２億４，４７６万円でございます。

なお、保育所、幼稚園の運営に対して交付税の措置がございます。それらを考慮すると、町の持ち出しは、全体で約１億７，７００万円程度となっております。

以上でございます。

○議長　再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　分かればお答え願いたいと思うんですけれども、１人当たりですね、どれくらい掛かっているのか、分かればお答え願いたい。

○議長　当局の答弁を求めます。

橋本教育次長！

○教育課長　お答えします。

２４年ベースでお答えさせていただきたいと思います。これも、施設ごとの数字になるかと思います。

第１保育所で年間、１人当たり６０万６，０００円、第２保育所で９５万１，０００円、北保育所で９２万円、岩江幼稚園で４８万３，０００円、中郷幼稚園で６７万円でございます。

なお、人件費等のばらつきがありますので、各施設それぞれ違ってきているということを付け加えます。

以上でございます。

○議長　再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　第２の質問を許します。

佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　第１保育所の指定管理についてお尋ねいたします。

第１に６月定例会において、「指定管理者制度導入の為の条例改正の議案が提出されましたが、保護者の方の理解が得られたのでしょうか。お尋ねいたします。」という私の一般質問に、あたかも保護者の理解を得られたごとき発言、また事実になかったことをあったように

発言したことについて、きちっと謝罪があってしかるべきと考えますがいかがでしょうか。

第２に６月定例会で条例改正の議案がなぜ取り下げられたのかお答え願います。

第３に今定例会における指定管理者の指定について、星病院とありますが、昨年の第１保育所での説明会で町は「星病院と話しをしています。」と質問に対し答えていることから、先に星病院ありきの談合の疑いありという町民もおり、明快な答弁を教育長よろしくお願いします。

以上です。

○議長　　当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　　１点目のご質問についてお答えいたします。

保育所の公設民営化、指定管理者制度の導入については、４ヶ所で説明会を開催させていただき、また、説明会を欠席された保護者にも説明会資料を配付させていただきました。反対するようなご意見はなく、ご理解いただいたものと判断いたしました。しかし、欠席された保護者の意見の取りまとめについて、ご意見の提出方法や締切日について明確さに欠けるところがあったと反省しております。併せて、お詫び申し上げます。

２点目のご質問についてお答えいたします。

先程申し上げましたとおり、保護者の理解について確認する時間が必要と判断したため、条例改正の議案を取り下げることといたしました。なお、その後、第１保育所の保護者の意見を用紙の提出によって確認しましたが、意見はありませんでした。

３点目のご質問についてお答えいたします。

第１保育所における指定管理者候補者の選定については、６月２１日開催の議会臨時会で、保育所の管理について指定管理者による管理を行わせることができるようにするための三春町保育所条例の一部を改正する条例案を可決していただきましたことを受けまして、三春町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に則り、第１保育所に係る指定管理者選定検討会を設置いたしました。選定検討会は、有識者として郡山女子大学短期大学部准教授、民生児童委員代表、第１保育所保護者代表２名と、町役場関係者で構成いたしました。７月１０日に第１回の選定検討会を開催し、募集要項、業務仕様書、選定要領について協議していただきました。その後募集を行い、８月１９日に第２回の選定検討会を開催し、書類審査、法人によるプレゼンテーションによる審査を行い、最高得点であった公益財団法人星総合病院を指定管理者の候補として選定していただきました。これを受けて、本定例会に「三春町第１保育所に係る指定管理者の指定について」の議案を上程させていただいたところであります。

以上です。

○議長　　再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　　まず、第１点目でありますけれども、理解を得られたごとき発言をと私は申し上げている。したがって、理解は得られなかったのを理解が得られたごとく発言をしたこと。２つ目は、事実になかったことをあたかもあったように発言した。このことについて、何らお答えがされていない。ただ、明確さに欠けている、何の明確さに欠けていたのか。理解が得られなかったのか、得られたという。ただ、文書的に期日がはっきりしなかったのか。そういう答弁ではないんですね。６月の一般質問の答弁は、はっきりと「５月末、

末日」ただ、「末なのか末日なのか、はっきりしない」と言いながらも、「末か末日」という答弁をしている。それをもって、意見がなかった、こういうこと。しかし、そういう文面すら保護者には行ってなかったという事実が分かったわけですね、その後で。嘘偽りを一般質問で述べているわけですよ。あたかも欠席保護者に対しても「５月いっぱいで意見を出してください」という文書を出したごとく発言をしている。このことについて、お尋ねをしているわけですから、はっきりと明確な答弁をまず第１番目についてお願いをしたい。

○議長　　当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　　ただいまのですね、ご質問にお答えをいたします。

保護者の理解を得られたごとき発言ということでございましたが、これにつきましては、期日を明確に保護者に示したりですね、それから提出方法について具体的に示しておりませんでしたので、私どもの教育委員会事務局のですね、不手際であったと思っております。お詫びを申し上げます。その後、先ほど申し上げましたように丁寧に保護者の意見を文書によって提出いただくように改善を図りました。申し訳ございませんでした。

○議長　　再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　　今、提出方法を示さなかったのが悪かったと、こういうことですよね。私が言っているのは、これは保護者に対してのお詫びだと思うんですよね。一般質問の中で「５月末、末日に」という答弁をしているんですよね。あたかも保護者にそういう文書を出したごとく答弁をしていることについてはどうなのか。そのことを質問しているわけですから、そのことについて、嘘の答弁を私は申し上げているのではないかと、こういう事を言っているんですから、このことについてお答えをお願いしたい。

○議長　　当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　　末日ということと末ということでありますが、説明会の際にですね、５月末までに、末日までだったかは、はっきりいたしませんが、までにご意見を聴収したいというふうに説明をいたしました。これは、出ている皆様にそのようにお伝えをいたしました。そして、それは何でその末日、または末と言ったかいいますと、遠足があったものですから、その休んだ方々もですね、その遠足の日にはお会いできるので、今日出席された方々は欠席された方々とお話しいただいて、そしてご意見があれば寄せてくださいと、そういう意味合いでございました。ただ、これはですね、今思い返しますと、出席者に対してお願いをしているだけであってですね、欠席者への配慮はなかったというふうに深く反省をいたしております。また、そのようにですね、答弁いたしましたことに対しまして、議会に対しても大変失礼をしたというふうに反省をいたしております。

以上でございます。

○議長　　はい、佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　　末日とか末とか何かということは特に問題ではなくて、そういうことであたかも保護者の皆さんに期日を切って文書を出したごとく発言をしたことについて、私の方は聞いているんで、ただ、それらも含めての発言について謝罪ということであれば、それについては終わって行きたいと思いますが、この第２の質問についてなんですけれども、取り下げた理由、「確認するため」と、こういう答弁ですね。これ、確認するためって、何の

確認をするために取り下げたということが分からない。これ、取り下げた理由は、私が考えるところを言わせていただければですね、実際期日を切った文書、「何日まで意見を出してください」という文書その物はまったく出していなかった。出していなかった上にあたかも、１番の質問じゃないけれども、出したように答弁をして、その結果、５月を過ぎても意見がなかったから良いんだ、みたいなかっこうで議案が提出をされている。したがって、事実関係として５月末まで意見を聞く、そういう文書を一切出していなかった事実が分かったので、改めてそういう文書を出して意見を聞くと、そのために議案の取り下げをせざるを得なかった、というのが私は真相ではないかと思うんですね。その辺、どうなのか再度、ただ単に「確認するため」なんていうのは、ちゃんとやったんだけれどもそうでなかったのかな、と言うような適当な言葉でごまかしはしないで欲しい。はっきりとその理由を明確にしていただきたい。

○議長　　当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　　お答えいたします。

取り下げました理由については、先ほど申し上げましたが、その後ですね、各家庭にですね、間違いがあってはいけないということで郵送をして再度ですね、意見の取りまとめを行ったところでございます。議員さん言われるようにですね、確かに特に欠席者につきましては、明確な意思表示の機会あるいは締切日等を示さなかったということでありましたので、丁寧さに欠けた事務手続きであったと反省してそのように取り下げさせていただいて、その時間を頂戴したということでございます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長　　更に質問ありましたたら、はい、佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　　第３についてでありますけれども、ここで私が質問しているのと教育長が答弁していることはぜんぜん違う中身になっているということでですね。教育長の答弁は、今回の議案に出された指定管理の指名の経過についてお答えをしている。私は経過について質問をしているわけでまったくない。私は質問をしているのは、昨年の最初のですね、第１保育所の説明会の中で保護者から、「指定管理うんぬんと言ってもどこが引き受ける、そういう引き受けるところがあるんですか。」といういろんなそういう質問が出た際に、「星病院だ、星病院と今話しをいろいろしているんだ。」こういう町当局から発言があったことについて質問をしているわけです。もう、昨年以来、第１保育所の役員始め保護者の方は、「もう星病院に決まりだ」とこういうふうに言っています。したがって、その他の仮に三春の幼稚園だとか、いろいろ法人格を持っていろんなところがありますけれども、そういう名前は一切出てこない。一切出てこないと言うか、その名前しか知らないからそう言っているんだろうと思うんですけれども、そういう中で星病院が決まるということは、ちょっと問題があるんではないかと、この辺はどうなんですか、という質問なんでそのことについてお答えを再度願いたい。

○議長　　当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　　先ほど経過について説明させていただきましたのは、公平公正にですね、この最高得点であった法人が選ばれたということの理由でありましたので、述べさせていただきました。昨年のですね、９月４日の保護者説明会の中で保護者の皆様からですね、具体的な事業所名を挙げるよう強く求められた場面がございました。私ども保護者の理解を得るために

行っておりましたので、これは今から思うとですね、お話ししてはならないことだったと思いますけれども軽率にもですね、これから公募をいたしますが現在は星総合病院から申し出がありましたという旨の発言をしたことにつきましては、深く反省をいたしております。その時にですね、名前を出したことによって今回誤解を招いたことにつきましては本当にお詫びするしかないんですが、今回選ばれたことにつきましてはですね、先ほど経過を申し上げましたように公平公正にですね、審査をいただいておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長　　再度質問、はい、佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　　今の答弁なんですけれども、強く求められようが何しようが言ってならないことは言ってならない。それを言った。もう一つは、申し出があったということだけを言った、見たいな発言をしていますが、当時そういうような発言ではない。私が一般質問の答弁、星病院と話しをしていますと、こういうような中身で具体的な中身ですよね、どうするのかという。その中身についても星病院と話しをして星病院ならば引き受けてもらえる、見たいな発言をしている。今の教育長の話しだと、ただ星病院から今申し出があったんです、それで終わったのか。当時の議事録なりテープがあればはっきりするだろうと思うんです。どういう経過で星病院の名前が出て、その後どういうふうな説明になっていったのか。ましてその中で、看護婦さんも置けるという話しをしているんですよね。これ、他の幼稚園で看護婦さんを置けるなんて話しが出るはずないよね。星病院だから出ますよね。再度、答弁を願いたい。

○議長　　当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　　お答えいたします。

その場面につきましてはですね、会議録もありますので求めに応じてお示し出来ればとも思いますが、決して星病院のことを具体的にお話ししたわけではございません。三春町が現在、困っているのは遅くまでですね見てもらいたいということに対して、そのニーズがあるわけですけれども、なかなか臨時の雇いの人もですね見つからず、なかなか容易でない状況であるということで、指定管理者を求めていたと、何年か前からということになっております。その中にですね、そのサービスの一つには、これは努力義務ということでありますけれども保育所にはですね、看護師とか保健師がいることが望ましいという、そういう表現であったと思いますが、努力義務ではありますがあるんです。そして、保護者の方からも「病気あがりの子供を預ける時には、そういう人がいてくれるとありがたいな」という話しがございまして、そして三春町では遅くまで見てくれる業者さん、併せて土曜日等も見てくれる業者さん、そして、病気あがりの子供とか急になった時に対応できる看護師さんとか保健師さんがいれば良いというようなニーズを把握しておりましたので、この方々がクリアできる業者を探すと言いますか、そういうことで行っておりました。たまたま、そういう申し出がありましたので、打ち合わせですね、いわゆる。どういうことが出来るんですか、ということで、三春のそのニーズとですね、合致したものですから話しをしている。申し出があって、「どういう事が出来るんですか」ともちろん話しはいたしました。ということで、あります。それで、見つからないうちはですね、なんぼ公募をしても空振りに終わりますので、見つかったということで他の業者さんにも法人さんにもお話しすれば、何とか参入していただける

のではないかということでございまして、始めに星病院が星総合病院がありきということではまったくございません。その名前を出したことについては、再三申し上げますが、本当に失言であったというふうに深く反省をいたしております。

以上でございます。

○議長　はい、再度質問がありましたら、佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　答弁すればするほど私の方も言いたくなるような発言が多いようなんですけれども、何年も前からという事を言いましたよね。昨年の８月初めの教育委員会で始めて民営化の話しが出たんじゃないですか。その前の教育委員会の月初めにやっていますよね、民営化の話しはなかったんじゃないですか。何年も。今の話しだと何年も前からずっと毎年そういう話しをしているみたいな答弁ですよね。また、嘘を言うんですか。これも前に私、聞きましたよね。それから、なぜこの私のあれから言えば、８月の初めに教育委員会の中でそのことが出て急遽、来年、今年ですよね、来年の４月に向けてやるには早急にやっぱり説明会を開いてやらなきゃならないということで、ばたばたばたということが始まった。そして、その中で即、星病院の名前だけが出ているというこは、やっぱりおかしんじゃないの。何年も前からであれば、いろんな業者の名前が出ていろんな業者、こういう業者もこういう業者もオファーがありますよという話しが当たり前じゃないの。星病院だけが出て具体的な詳しい内容も看護婦さんがいればうんぬんなんて話しも含めて星病院の名前だけ出してしゃべっているということはどういうことなの。疑いがかけられるのは当たり前じゃないの。言うべき事ではないけれど、言うならば、「いや、三春病院からも、たまたまこういう団体かもいろいろ今オファーは掛かっております。いずれ、厳選にこの中から応募をしてもらって、いずれは選ぶんですけれども」と言うのが、仮に言ったとすればそういう言い方だと思うんですけれども、そうじゃない。

もう一度、はっきりと答弁をお願いします。

○議長　当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　はい、お答えをいたします。

これは私が教育長になる前というふうに思いますが、行財政改革の中で「民間で出来るものは民間で」という発想の中で、保育所の民営化につきましては、庁内で話しがあったと記録もあります。ただですね、教育員会にかけなかったのは、当時２２年頃と私は認識しておりますけれども、三春町内にはですね小さなお子さんを扱う業者もおりますし、そういうところと接触はしておりました。ただ、中々折り合いが着かなかったということでございます。ですから、以前からですね、いくつかの例えば隣にあります社会福法人さんとか、そういう方々とお話し合いは町としては持っていたと。教育委員会の事務局としても接したということがございます。ただ、教育委員会に挙げられなかったのは話し合いをしてもですね、中々その町のニーズとですね合わなかったということであると認識しております。そのために、中々前に進まなかったと、町当局も行財政改革をしたいというふうに思っていても相手がいなかったということだろうと思っております。町当局で捕捉をいただければ有難いと思います。

以上でございます。

○議長　はい、佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　今の答弁もおかしいと思うんですよね。教育委員会でも事務局でいろいろあたって中身的に成立しなかった、そういう方向に行かなかったから話しにならなかったとこういうこと。だいたい、事務局が勝手にこんなことしている自体、教育委員会そのものが分からないということであればこれは問題じゃないの。あくまでも、そうであれば教育委員会がきちっとした方針を出してやるということであれば連続的に経過的にやるんでしょう。それを受けて事務局が動くんでしょう。教育委員会の委員会の中で、ぜんぜん２年も話しがなかった中で動いている自体というのはどういうことかな。教育委員会そのものの存在感はあるの。それから、何年もかけてということ、言葉の使い方が教育長、分かっているいの。私は教育者ではない。しかし、教育長よりは分かってますよ。何年も前からということは、５年前１０年前からずっと連続的にやっていることを言うんですよ。何年前に１回そういう話しがあったからということで、何年前からずっと、とそういう言葉の使い方はないですよ。過去何年前にそういう話しがあったと、計画を作る時もそういう話しがあったと、あったでしょう。しかし、あっても取り組みをしていなければして来たということにはならないわけです。して来れば、前の教育長の時だって民営化の話しを教育員会でやっているはずでしよ。やっていないでしょう。答えられますか。「佐藤議員、あんた議事録、見ていないから勝手なこと言っているのがい」と言えますか。言えるなら言ってみなさいよ。ないんですから、実際。ない事をあたかもあったような発言をなぜやるんですか。だから、返って疑惑が疑惑を呼ぶんですよ。教育委員会がきちっと言ってそういう話しをしているんだから、今さら町に助けを求めるとか、町に答弁をなんてそんな話しはないんですよ。きちっと自らの責任は自らがきちっとやっぱり取るべきなんですよ。自らの発言に責任を持ってもう１回、きちっと答弁をしてください。

○議長　当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　お答えをいたします。

繰り返しになる部分もございますが、お許しをいただきたいと思います。

何年も前ということにつきましては、先ほど申し上げました私の知っている限りでは平成２２年ということでございます。当時の経緯につきましては、なぜ教育委員会に諮らなかったのは推測で先ほど申し上げたとおりで、見つけようと思ってもなかなか相手がいなかったということで、教育委員会の議題には上らなかったとではないかと、推測しかありませんが推測をいたします。再度、町の方に助けを求めてはいけないということではありますけれども、その辺の経緯については、きっと私よりは町当局の方がご存じだろうというふうに思っております。教育委員会の中でですね、審議をしなかったということは事実でございますので、なぜ審議しなかったかについてはちょっと今のところ私は材料は持っておりません。

以上でございます。

○議長　はい、佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　いずれ明快な答弁が、一般質問だから時間切れになればそれまでということもありますので、出ないようでありますけれども、今の答弁の中でも何年も前と言うのは２２年だと、こういうことですね。これ、今言っているのは何年も前というのは２２年だと、端的にそういうことだから、それは良いんですけれどね。でも先ほどの答弁は「何年も前から」という「から」が付いている。したがって、「から」が付いているから、おかしいでしょと私は言っただけで。いずれにしろ、今の状況の中では、はっきりしないと、うやむ

やという状況にしかないので、いずれ一般質問については私は終わるしかないのかなと、こう思うんですけれども、指定問題についてはね、今回の議案で提起をされていますので、それはそれで議案審議の中でそれぞれね、十二分に行われると思うんです。ただ、経過についてやっぱりきちっとしておかないとそういう問題についても変な方向に行くということがあれば、問題に更にねなって来るんではないかときらいがありましたので一般質問として、お聞きをしているんで、特に最後に教育長として言いたいことがあればお聞かせ願いたい。

以上です。

○議長　教育長の方から何かありましたら、はい、遠藤教育長！

○教育長　多々不手際がございましたことはお詫び申し上げますが、先日ですね、その第２回の審査会を行いまして決めました時に、保護者のお二人の方、大変期待したお言葉もございました。それから、この５月のですね、説明会の中でも保護者の皆様ご理解をいただいてですね、特に保護者会長様は「民営化の方向で進めてもらっていですね」という念押しの言葉もいただき、その場をまとめていただいたということがございます。保護者の皆様はですね、大変サービスの向上につきまして、大変期待をしておりますので、是非ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長　６番本多一安君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○６番（本多一安君）　１５、６年ぶりでこの席に立っておりますので、今非常に心臓が飛び出そうで大変緊張をしておりますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。久々の質問でありますので、行き過ぎた点がございましたら、議長どうぞお止になってくださって結構でございますので、よろしくお願いをいたします。更には残された時間４０分でございますので、もし話しが延びる場合においては、途中で中断してくださっても結構でございますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、最初に質問に入る前に一言申し上げたいと思いますが、去る８月９日開催されました臨時会において、当時議長であった私の力のなさによって、また、更には調整不足等で歴史と伝統そして誇りある三春町議会に、混乱を招き町、議会そして多くの町民の皆様に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしたことは、まさに私の不徳の致すところであり、議長職を辞して済むものでありませんけれども､誠に申し訳なく心よりお詫びを申し上げます｡今後は、一議員として町民の皆さん方に寄り添いながら、町民の立場に立ってしっかりと与えられた２年間、議員としての責務を果たして参りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、災害時の衝動体制と対応について質問をいたします。１４点多岐にわたりますので、分かりやすい答弁をよろしくお願いを申し上げたい。ご案内のように連日マスコミ等で報道されているいように、異常気象のせいか想定されていないような大雨や竜巻等、発生をいたしております。私達の住んでいる三春町も決して例外ではなく、しっかりと対応して参らなければならないと思います。そこで、８．５災害と言わさせていただきますけれども、それを検証しつつ将来に向けての対応にとの思いの中から質問をいたします。

まず、第１点目でありますが、沢石盆踊りにおける町長発言であります。今回の災害は、特に三春町の中で沢石地区に集中をいたしております。一山違いの二本松初森地区は私も行

って参りましてけれども、山や農地は壊れ、道路は正に寸断をされ、家は潰され、それは目を覆うような甚大な被害であります。あと５００m南側にずれていれば御木沢、要田、沢石はものすごい被害で、考えるとぞっといたします。まして、盆前８月５日夕刻から８月６日にかけての災害でもあり、なかには帰郷を楽しみにしていた人も帰れなくなり、盆休みを返上し土砂を片付けている先輩の皆さん方、なんでこんなことにと嘆く多くの皆さん、正直なところ散々だったお盆であります。そこで、沢石盆踊りにおいて、おいで頂いた町長より、このような発言がございました。「沢石の若い皆さん方が結集をしてこのような催しができましたことは、将来の沢石は安心で安泰だ」という趣旨であいさつがあったと聞きました。このことについて、相違ないかどうかをお聞きをいたします。まして、その後、議長あいさつの中においても、まったく災害に触れなかった。二人とも沢石の現状を知っているのだろうかと、せめて被災者に対してのお見舞いの一言や町としての今後の対応対策についての言葉が欲しかったと言う人は、少なからずいたのではないかと思いますが、感じるところがあればお聞きをいたしたいと思います。

２点目、災害対応にあたり基本とする事は何か。

３点目、災害対策本部は設置したのか。

４点目、８月５日夕刻から８月６日にかけての町の対応は。

５点目、各課の対応は。４点目については、町としての対応をお聞かせいただきたいと思います。そして、５点目の各課の対応につきましては、各課の生の声を各課長それぞれ答弁をいただきたいと思います。こちらで指名をいたしますので、その順序でお願いを申し上げます。書き留めていただきたいと思います。順序が非常に重要でありますので、よろしくお願いを申し上げたい。それぞれ、対応はいただいていおると思いますけれども、主な課のみ報告を願います。まず、最初に住民課、保健福祉課、産業課、建設課、総務課、そして夏休み中ではありましたけれども、これは課長というよりも教育委員会としてどのような対応をしたのか。この順序でお願いをいたします。

６点目、災害調査はどのような時期にどのような形で行ったのか。

７点目、指定となった激甚災害の内容は。

８点目、今後の災害復旧計画の内容は。

９点目、個人被災者に対しての支援策があるのかどうか。

１０点目、３．１１の災害と今回の災害の違いはあるのか。ないのか。

１１点目、今回の災害対応についての反省点と今後の課題。

それを受けて１２点目、庁舎内で機能不足となる機能とは何か。お教えをいただきたい。

１３点目、特別警報の内容と対策は。気象庁から発令になりました。

１４点目、安全で安心な町づくりとは何か。

以上１４点、多岐にわたりますので、分かりやすく簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○議長　　質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長　　質問にお答えいたします。

第１点目についてでありますが､町長の発言とありますが､あいさつのことかと思います。私は立場上、毎日あいさつする機会があります。前もってあいさつ文を持参する場合と、現地に行ってから依頼される場合とがあります。いずれの場合もあいさつは苦手であります。特に現場に行ってからの依頼については、現地の状況や雰囲気等を見ながらあいさつの内容

を考えておりますが、マイクの前に立ちますと緊張のせいか中々考えた中身が抜けてしまうことがたびたびあります。沢石地区の盆踊り会場に行って、まず感心しましたのは、地区の皆様方が一致協力して盆踊りや花火大会など大きなイベントを実施している姿であります。加えて子供たちが中心となり太鼓、歌、笛などで盛り上げている姿に、地域でこどもを育てる沢石地区の絆プロジェクトの成果にも強く感銘を受けたところであります。これらのことを主としてあいさつしたように記憶しております。お質しの災害に対するお見舞いの言葉がなかったのではとの指摘については、舌足らずであったと反省しておりますのでご理解をいただきたいと思います。

２点目の災害対策の基本についてでありますが、災害が発生した場合、その被害状況の把握に努めるとともに被害を最小限にとどめること、そして迅速に災害復旧等の対応を行うことにより町民の生命と財産を守ることであります。

３点目につきましては、災害対策本部の設置はしておりませんが、沢石地区においては行政区長が沢石会館において、また、町では担当課及び関係課が役場において災害への対応を行っております。

４点目でありますが、８月５日の夕刻に大雨警報が発表され、町では大雨等の気象情報の収集にあたるとともに、県、消防署及び消防団等との連携を図りながら被害状況の把握、応急対応を行ったところであります。翌朝には、課長会議を開催し、災害状況の把握と被災対応を確認した後、さらに被害状況の調査をはじめ、浸水家屋の消毒作業を実施するなど災害復旧に向けて取り組んだところであります。

５点目の各課の対応につきましては､大雨警報発表後､総務課及び建設課は役場へ登庁し、大雨による被害状況の把握を行い、消防団等の協力を得ながら応急対応を行いました。翌日には、各課において所管する施設や町道及び農業施設等の現地調査を実施するとともに浸水家屋の消毒作業､災害による廃棄物の受け入れや応急措置を行うなどの対応にあたりました。

６点目についてでありますが、大雨による被害の発生状況については、区長をはじめ一般町民からの情報、また、災害活動を行っておりました消防団からの情報により災害状況の把握を行い、町では翌朝から関係各課による災害状況の現地調査等を実施しております。

７点目の激甚災害の指定につきましては、大規模な災害が発生したことにより被災者に対し、特別な支援が必要であり、また、災害復旧に係る地方財政の負担を緩和するための特別な措置として行われるものであります。今回の対象となったものは農地等の災害復旧に対する国庫補助のかさ上げ等であり、町内の８ヶ所がこれに該当しているところであります。

８点目の今後の災害復旧計画についてでありますが、町の単独予算での対応となる町道や農道等については、本議会の補正予算及び予備費の充用などで対応し、年度内には復旧工事が完了する予定であります。国庫補助事業に該当するものについては、今後の国の災害査定の実施を待って対応して参ります。

９点目の個人被災者に対しての支援策でありますが、今回の大雨により床上、床下浸水による被災者には既に災害見舞金を支給し、今後、災害応急対策に必要となる資材の提供、農地の復旧に係る機械借り上げ料への補助を実施して参ります。なお、資材の提供及び農地復旧に係る補助については、行政区長の協力をいただき、現在、再度確認作業を行っているところであります。

１０点目の東日本大震災と今回の災害の違いについてでありますが、東日本大震災は未曽有の大震災であり、その被害は広域にわたる大規模な災害でありました。平成２３年の大震災の発生の際には災害救助法が適用され、応急的救助が実施されたところでありますが、今

回の大雨による被害は局所的な被害であり、大震災のような応急的救助や各種支援が適用されませんでした。この点の違いについてご理解いただきたいと思います。

１１点目の今回の反省点と今後の課題についてでありますが、近年は、全国各地でいわゆるゲリラ豪雨のような局所的な豪雨が数多く発生しております。こういった局地的豪雨、それに伴う災害への対応として、関係機関との連携強化を図るとともに、迅速な情報収集を行い、速やかに、きめ細やかな対応をしていかなければならないと考えております。今回の大雨災害を教訓に、一層防災体制の充実を図って参ります。

１２点目でありますが、役場庁舎は、災害発生時に災害対策の拠点となる施設でありますが、震度６強程度の地震で倒壊や崩壊の危険があり、災害対策本部としての機能が果たせないこと、また、防災行政無線、県防災システムや会議室などが分散して設置されているため、非効率的な状況であります。こういった状況から庁舎の災害への機能強化が必要であると考えております。

１３点目の特別警報についてでありますが、特別警報は、東日本大震災や度重なる台風、豪雨による災害に対応するため、災害発生の危険性を分かりやすく伝える必要があることから、先月３０日に運用を開始したところであります。気象庁から都道府県を通じ対象市町村に伝達され、数十年に一度の大雨が予想される場合や震度６弱以上の地震が予想される場合などに特別警報として発表されます。町ではこれまでも国県や気象庁など専用回線により情報の収集にあたり、大雨警報が発表された場合などは、防災行政無線で住民への警戒情報を提供して参りました。また、今回の特別警報はこれまでの情報伝達経路に加え、直接町防災担当者へのメール送信を行うなどの一層の危機管理体制の強化を図っており、引き続き迅速かつ適切に災害等に関する情報の提供を行って参ります。

１４点目でありますが、町ではこれまでも大雨によるがけ崩れや浸水被害が発生しておりましたが、近年は、天候の急変による大雨や局地的な豪雨が数多く発生しております。災害から町民の生命と財産を守ることは町の重要な責務であることは言うまでもありません。これまで以上に防災基盤整備事業の充実、的確な災害予測、そして災害に対する迅速な対応が求められております。万一の災害に備え、防災施設、設備の充実はもちろん、自主防災会、消防団や関係機関との連携強化を図り、地域での防災活動の定着、防災訓練等による防災意識の高揚など災害に強いまちづくりを実践していくことが、安全で安心な町づくりの基本であると考えます。今後とも、町民の皆様が安心して暮らせるよう防災、災害対策に万全を期して参りますのでご理解をいただきたいと思います。

なお、細部の実務的な答弁については、担当課長より答弁をさせます。

○議長　それでは住民課長から。

○住民課長　各課の対応についてお答えいたします。まず、住民課でございます。

当日、８月の６日になりますが、午前中管理している施設の現地調査を行っております。沼之倉にございます廃棄物処理施設、あるいは町で設置いたしました町営墓地２ヶ所について現地調査をいたしました。

もう１点、被災してゴミが出た場合の相談にも応じました。結果として２件のお宅からゴミを受け入れております。ゴミの処理については、８月９日以降の受け入れとなりまして軽トラック７台分のゴミが搬入されております。

以上です。

○議長　保健福祉課長！

○保健福祉課長　保健福祉課の対応でございますが、８月６日、旧町内の特に山中地区で床

下浸水という通報がありましたので、現地確認を午前中にして午前中のうちから６軒のクレゾール消毒液の散布を行っております。なお、午後には沢石富沢地内でも床下浸水ということでクレゾールの消毒液の配布を行っております。

以上でございます。

○議長　産業課長！

○産業課長　産業課でございます。

産業課につきましては、６日朝から町内全般について状況を把握するため調査を実施いたしました。また、調査の結果に基づき建設課や総務課等と被害箇所の情報交換を行っております。また､農作物への被害につきましても田村農業普及所担当者と調査を行っております。週が明けてからも情報を把握しだい随時現場確認等を行っておりました。

以上でございます。

○議長　建設課長！

○建設課長　建設課の方でございますが、８月５日の夜電話等によりまして、法面崩落等の通報を受けまして、ただちに業者の方に土砂撤去等を依頼してございます。片側通行が可能となるよう作業するように依頼をいたしております。６日早朝よりも電話を受けておりまして、新たな法面崩落箇所の土砂撤去を追加で業者の方に依頼をしております。

更に沢石地区が特に被害が多かったものですから、沢石の実沢・青石区長さんと町職員２名とそれから富沢区長さんと町職員２名の２班編成で８月６日、一日をかけまして現地調査を行いまして、現地調査分とそれから電話通報で受けた分でその日のうちで約１０３ヶ所ほどの被災箇所を把握して今後の対応に備えております。

以上でございます。

○議長　総務課長！

○総務課長　それでは、総務課の対応についてお答えを申し上げます。

８月５日夕刻ですね警報発令後、防災行政無線による警報、それから建設課とともにですね大雨の情報収集、それから県、消防署、消防団による被害状況の把握と取りまとめ、それから消防団へ応急対策の依頼を行ってございます。そして、翌朝にはですね課長会を招集して更なる応急対策の措置を行っているというところでございます。

以上です。

○議長　教育次長！

○教育課長　教育委員会所管の方でございます。８月６日早朝に出勤するように指示いたしまして、とりあえず施設の数が多いものですから電話等で対応したところでございます。小中学校、それから幼稚園保育所、交流館をはじめ各地区の集会所について大きな被害はなかったというふうに把握してございます｡結果を取りまとめ総務課の方に報告してございます。

以上でございます。

○６番（本多一安君）　すません。除染課長！何か話すことがあれば。

○議長　除染課長！

○除染対策課長　除染対策課の所管についてご説明申し上げます。

まず、６日の早朝からですね、仮置場及び通学路、除染廃棄物現場保管場所の状況確認を行っております。次にですね、北部三地区の仮置場についてですね、沈砂池等の決壊被害があり、早急に組合と協議を行い応急措置をしております。

以上でございます。

○議長　再質問があればこれを許します。

本多一安君！

○６番（本多一安君）　頭が混乱してまいりますけれども、まず、第１点目でありますが、私は町長は先ほど現地で依頼をされて、お話しをするのでということでありますけれども、私もまったくその通りでありましたけれども、舌足らずという言葉を使われてございます。舌足らずとは、少し足りない部分があったということなんだろうと思います。まったく触れておりませんので、舌足らずは当たらないと思いますけれども、私は、鈴木町長は正に我々町民の心の痛み苦しみをわかっていただける人だということで、私もずっと付き合わせていただきましたけれども、舌足らずではなくて、やはりそこに希薄さというものがあって、どうしてもやはりその触れなかったのかなと思いますが、何かありました一つお願いを申し上げたいと思います。

それから、「災害にあたり基本とする事は何か。」の中で、私が考えますには、災害対応で一番求められることは、被災者に安全と安心をいかに早く感じてもらうか。また、届けるか。ここが基本なんだろうと思います。それを進める上には正確な情報の収集、先ほども触れておりましたけれども、後は敏速な行動そして各関係機関や住民の協力を得ながらその対策に当たることが肝要であると思います。まして、我々の三春町は町民基本自治条例を持っております。協働の精神をここに活かすことによってこのようなことが成し遂げられるのではないか。すべてのことについて言いますけれども、関係者すべて被災者も含めていわゆるその情報の共有化がされていないと、このように思います。

それから、「災害対策本部は設置したのか」。沢石では区長さん方集まっていただきました。町は各課で課長会等を持ちながら対応しました。なぜ、対策本部を設置しなかったのか。それは、一部の地区だからという説明もありましたけれども、私は３．１１の場合それは大きい小さいはあるでしょうけれども、２時４６分に地震が発生いたしまして、いわゆる３時３０分には災害対策本部を設置し、明日はもう既に各地区の災害対策本部を設置した。その後なんですよ、第一原発が起きたのは。そういう教訓があるのにも係わらずそれが活かせなったということは正に残念であり、いわゆる一貫性のない対応になってしまったのはここにあるではないかとこのように考えてございます。

それから、４点５点目でありますけれども、先ほど各課の課長より答弁がございました。私もお盆でいろいろなところを歩って見ましたけれども、正に各課それぞれ、あの暑い中、汗をかきながら職員は巻き尺を持って車が通れない所は歩って、山道を歩っていろんな調査をしてございました。しかし、その努力が被災をされている皆さん方始め地区の皆さん方に評価されない。そして、批判すら出てきている。このことは、どのようなことでこのようなことが起きているのか。その訳を誰に聞いたらいいんでしょうかね、副町長、町長両人にご答弁をいただきます。

それから、６点目「災害調査はどのような時期にどのような形で行ったのか。」についてでありますが、消防団に調査を依頼した。更には、各課で調査を行った。消防団は調査をする機関では私は基本的にないと思うんです。調査をする場合においては、やはり末端機関であります区長さん方を通して隣組長を通してきめ細かく調査をまずすると。調査をしてそのデータがなければ対策にも移れないわけですから。そこをなぜ消防にお願いをしたのか、と私は残念でなりません。今現在、行っておるのは、この間２１日の全協で追及をいたしましたけれども、その後、素早く動いていただきました。８月２２日午前９時それぞれ担当課長の人達は沢石に行って区長の人達とお話し合いをしました。ところが、その時の指導が悪いのか、うちの方の区長さん方が何を考えているのか、でありますけれども、３１日にいわゆる

区長組長会の定例会があるから、その時に話しをするんだということで進んだようでございます。私はこの災害状況の把握、これは基礎となるき事項でありますので、もう少し早く行かないのかな。今日、私のところに初めて個人災害の調査依頼が来ました。私の家が始めでございます。これから、１０軒回る。おそらく１週間掛かるでしょう。その提出期間は９月の７日と定まっておりました。どうなっているんだろうとこのように思いますので、その辺についてお答えをいただきたい。

７番目の「指定となった激甚災害」、誰も分かっておりません。マスコミ等で報道にはなりましたけれども、なぜもっとこの内容をしっかりと情報を提供、被災者住民にしないのか。ここがまったく理解が聞かれません。したがって、先ほど８ヶ所と申したようでありますけれども本当にそれだけなのか。どの基準がどうなってどうなんだという基準すら分からない。分からなければ、当然のごとく早く自分で直してもらうということもある。それで終わってしまえばそれは問題ですよということになるかもしれない。したがって、もっともっと調査を細かくしなければこの激甚災害についてもですね、例えばこういうことが朝げ電話、私のところによこした方がおりました。引き水が壊れてしまって水道が使いえない。ボーリングをする、これは二本松の方ではと思いますけれども、激甚災害に該当するかもしれない。しなくても市として補助金を出してやってもらうんだと。こういう姿勢を示したようでありますけれども、このようなことも実際調査をしなければ分かってこないわけですよ。是非ともこれを機会に一つこういうボーリングに対してのいわゆる補助等を考えていただけないかとこのようにも考えます。

８番目、時間が刻々と過ぎますけれどもこれもですね、災害復旧の内容、これも早くお知らせをしないと実際、建設課それから産業課もですかね、業者を頼んでも業者は入っているんですよ、現地に。ところが、地権者は分からない。「何だかわかんねけれども機械が来たら、ガタガタ、俺げの畑に入って何だい。」、「いやそれ土砂片付けしてんです。」こんな状況なんです。これは、いわゆる統制がとれていない、と指摘をし考えがあればお聞かせをいただきます。

個人被災者もまったく同じでございます。まして、今は原発事故等で非常に心が痛んでございます。通常に増して心温まる町独自の支援策というものはしっかりと持っていただきたい。それから、早い人は、先ほど支援をすると言われましたけれども、復旧工事を終了しているんですよ。そういう方々にはどうするか。これもまた早急に詳細な説明をしませんと、土嚢袋一つでも説明がないと混乱が生じます。ここに、具体的にあげますよという物が書かっておりますけれども、こういうことを書くんであれば、当然何らかの集まりの中できちんとした文書を出しませんと、俺は貰えた貰えないという騒ぎが起きてくる。しっかりと取り組んでいただきたいなと思いますがいかがなもんでしょうか。

１０番目、災害の違いを先ほど言いました。私は基本的に大災害であろうが小さい災害であろうが、私は今回の災害は決して小さいと思っておりません。大災害に比べて先ほど１０３ヶ所というお話しがありましたけれども、大震災の時にだって３００ヶ所なんですよ。そういう中で決して小さいと言わない。ところが、やっぱりここも気持ちの緊張感の希薄と言いますか、９月の町の広報にもまったくこの災害には触れていない。災害に大きい小さいは例えばあるとしても被災者にとっては大きな問題でございます。一人であったってなおさら大事にしなければならない。支え合う心から言えば、みんなで支援する態勢が必要なのではないかなと考えられますのでお考えをお聞きしたいと思います。

１１番目、反省点と今後の課題でございます。当然、防災計画やいろんなことが見直され

ると思いますけれども、いわゆる今回の反省点としては情報の共有、一本化がされていない。指示も出されていない。それから住民に情報の提供もさてていない。対策本部等も設置されていない。いわゆる被災者としっかりと向き合って対策を練るということがこれからの大きな課題ではないかと考えございます。

「庁舎内で機能不足となる機能とは何か。」についてでありますが、先ほどご説明がありましたように、６強の地震で倒壊や崩壊の危険性が高まる。災害対策本部を設置するのには機能不足が生じた。その対策がとれない等の理由でございます。ところが、いつどこで起きるか分からない災害に対して、と言っておきながら、潰れるかもしれないと言っているんですよ。そして地震発生から２年６ヶ月がまじかに迫っております。今までそれほど大事なことがったのか。なぜ移さなかったのか。まして庁舎完成まであと２年ございます。今後、どのようにするのか。お聞きをしたいと思います。

特別警報、しっかりと市町村の役割が昨日、県の方で示されたようでありますので、これを今後どのように町民に周知していくのかお聞きをいたします。

安全で安心なまちづくり、正に安心安全はさまざまあろうかと思います。高齢化社会がどんどん進行していく中において、医療・福祉・交通安全さまざまあるでしょう。しかし、町民は平時においては、自分たちの事はなるべく自分たちでやろうということで毎日の生活をし、また地域活動等を行っております。万が一のこのような災害の時こそ町を心のより所にしている、災害はと思いますが、災害の時こそ正に安心と安全の根幹であると考えてございます。これだけの情報化にあって情報の共有化がなかったために混乱、今後はこのようなことがないように重要視をしていただきたい。お考えがあればお聞きをいたします。

○議長　時間がちょうどお昼になりましたので、おそらくこれについての答弁もだいぶ長くなるんではないかなと推測されますので、ここでいったん中断をいたしまして、１時再開といたします。暫時、休憩といたします。

午前の部はこれで打ち切りたいと思います。なお午後の再開は午後１時といたします。暫時、休憩いたします。

……・・　休　　憩　・・……

（休憩午後　０時０１分）

（再開午後　１時００分）

……・・　再　　開　・・……

○議長　それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

○議長　当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長　始めに私から何点か答弁をさせていただきます。

まず、「１番目の町長は舌足らずと言ったが」というご指摘をいただきましたが、当然言わなくてはならないことを言わないでしまったと、こういうふうな反省から舌足らずであったなと、こういうことで申し上げましたのでご理解をいただきたい思います。

それから、４点５点目についてでありますが、「各課それぞれ汗をかいて努力しているが町民に評価をされないのはなぜか。」とこういうことでありますが、いろんな災害があるわけでありますけれども、災害の発生時の初動体制と言いますかね、初動動作と言いますか、これが一番大事なんだとこのように認識をしているわけでありますけれども、今回その辺について町民からいろいろご指摘、不評があるとすれば今回の災害をですね、しっかり検証して今

後に活かして参りたいとこのように思いますのでよろしくお願いをいたします。

それから、１４番の「安全安心なまちづくりの考えは」とこういうことでありますが、安全安心にはいくつかあろうと思いますけれども、まず、災害の常襲地を改善すると言いますかね、常襲地をなくして行くということが私は特に大事なんだろうと、つまり、災害に強い町をいかにつくるかとこういうことであります。そういうことから、この桜川の河川改修ですね、雨が降るたびに床下床上被害を被っていた桜川の河川改修を県にお願いして、今工事中でありますけれども、なんとかこの工事中は被害に遭わないようにという思いで願っていたんですけれども今回、新町橋から水が溢れて山中、大町方面にも床下浸水等が発生したとこういうことで残念に思っているわけでありますけれども、まずはこういう常襲地をなくして行くという、これがまちづくりの上で基本ではないのかなとこんなふうに思います。それから、安全安心にはいくつかありますけれども、特に高齢者の方々にとっては医療施設が身近なところにあることが高齢者の安全安心につながるだろうとこういうことで、県立病院を譲り受けて町立病院として残すことができたのも安全安心の一つではないのかなと、こんなふうに思っております。これからもですね、安全安心なまちづくりのために、いろいろ努力をして参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あとはそれぞれ担当の方で答弁をさせます。

○議長　はい、副町長！

○副町長　先ほどですね、「各課がそれぞれ対応したのだけれどもそれほど評価されていない」ということについて、ただいま町長が申したのとですね、重複する部分もあるんですけれども、まず、災害の初期の対応でありますけれども、８月５日の夜の対応です。まず、町はですね、各課ごとに対応したこと、それから地元では地元で対応していただいたこと、それから消防団は消防団等で対応していただいたのですが、その辺の連絡調整態勢が不十分であったこと、それから６日にはですね、町では課長会を開催して状況確認と当面の対応等を行ったんですが、地元との対応が必ずしも適正ではなかったと、不十分な部分があったということ、それらがですね、町が何をやっているのかちょっと町民の方に知っていただけなかったことなどが今回の反省だと思っております。今後はですね、災害の状況の連絡調整、それから報告体制等、本部機能のですね充実を図って参りたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長　はい、総務課長！

○総務課長　それでは私の方から先ほど１０何点にわたり再質問がありましたことについて、お答えを申し上げたいと思います。質問が多岐にわたりますので、ちょっと漏れる可能性もありますが、その点はご指摘をいただければなと思います。

まず、２点目の「安全と安心をいかに早く町民に届けるかが基本である」と「情報の共有化が図られていない」ということに対しては、ただいま、町長・副町長からもお話しがありましたように地元とのきめ細やかな対応が不十分であったということ、これは反省すべき点であるというふうに考えております。今後はですね、十分に地元ときめ細やかな情報の共有化を図って行きたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、３点目のですね「災害対策本部が設置されなかった。２年前の大震災の教訓がですね、活かされていないのが残念である。」というふうなご指摘でございます。確かにですね、災害対策本部は設置されなかったということでありますが、災対本部が設置されたのと同様の対応は取っていたのかなというふうには考えてございますが、ただいま申し上げたよ

うに地元とのきめ細やかな対応が漏れていたということが、大変教訓であるというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それからですね、６点目でありますが、「消防団は被害調査機関ではない。なぜ、区長組長を通してきめ細やかに対応すべきところを対応していなかったのか。対応が遅いのではないか。」というふうなご指摘でございます。そのご指摘を受けましてですね、８月の全協の後に代表区長さん方にはお話しを申し上げて速やかに被害情報の再確認を行うということで、お話しを申し上げたところでありますが、８月３１日の区長組長会がありますので、その際にも話しをということでございましたので、私の方でお話しをしたというふうな経過でございますのでご理解をいただきたいと思います。

それから、７点目でございますが、「激甚災について誰もよく分からないのではないか」「情報提供をなぜ早くしなかったのか」「自分で早く直してしまった方がいた場合どうするのか」というふうなご指摘でございます。確かに激甚災についてはですね、ちょっと分かりづらい部分があるかと思います。激甚災については、公共土木とかですね、公共の農地に災害があった場合についてですね、補助率がかさ上げになるというふうなことでございます。今回は農地災害が該当になるということでございまして、補助率が約９０％程度に上がるというふうなないようでございます。この点、個人災害とはですね、若干おもむきが異なるということでございます。ご理解をいただきたいと思いますが、なお情報提供については速やかにですね、行って参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それからですね、９点目でございます。「二本松、隣の市ではですね、独自の助成制度の要望がありですね、それに対応するんではないかというふうな話しを聞いた」ということであります。これは井戸の引き水についてのことかというふうに思いましたけれども、これについてはですね、町としてもですね、そのような内容を精査しながらですね、どういうふうな対応が取れるのか、助成ができるのかということを前向きに検討をして行きたいというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

それからですね、１０点目ですね、「９月の町の広報にですね、災害について何も載っていないのではないか」「災害に大きい小さいはないとその考えについて伺いたい」と、おっしゃるとおりですね、災害に大きい災害小さい災害はございませんので、災害についてですね、速やかに載せれるように今後対応して参りたいというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

それから、１１点目であります。「情報の共有化と情報に住民への提供について、被災された方々としっかり向き合うべきである」というふうなお話しであります。先ほど来から申し上げておりますように、おっしゃるとおりきめ細やかにですね、被災者の方々と向き合ってですね、町としても対応して参りたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、１２点目であります。「防災行政無線の施設についてですね、なぜ早く移してないのか。移設すべきでないはないのか」と、これについては防災行政無線の移設場所も含めてですね、速やかに検討して参りたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、１３点目でありますが、特別警報についてでございます。「その内容について、どう町民にお示しをするのか」というふうなことでございます。ご質問のようにですね、昨

日、この特別警報については県の方で担当者会議が開かれてございます。現在、町でもその内容について十分な内容を始めて知ったところでございますので、それらについてですね、こちらでも精査しながら町民の皆様方にお示しをして参りたいと、広報紙またはパンフレット等でお示しをして行きたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。なお、８点目については建設課長の方からお答えを申し上げます。

○議長　はい、伊藤建設課長！

○建設課長　８点目の「災害復旧計画の内容を早くお知らせすべきではないか」との件でございますが、区長さんの方とは災害箇所について、建設課の方で対応いたしますという話しはしておりましたが、地権者の方までは連絡が行っていなかった点があったと思います。今後、区長さんを通しまして地権者の方まで連絡が行き届くようにしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長　再々質問があればこれを許します。

はい、本多一安君！

○６番（本多一安君）　指摘する時間がなくなってあと８分でございますので、中々することがありませんが、全般的に見ておりましてある程度の部分、皆さん分かっている。分かっているにも関わらず出来なかったのは何なのかなと首を傾げる以外にはない。その中でですね災害対策本部、これちょっと聞きたいと思うんですが、災害対策本部を設置するその責任者と言いますか、判断をする人は誰なのか。一つ聞いておきたいと思います。

それから、今回は特定の地区に、先ほど町長からお話しがありましたが、特定の地区で災害が発生した場合は、私でしたらばその地区に災害対策本部を設置し、そしてそこに職員を派遣して対応に当たる。これは、常識的なことではないかと思ってございます。

それから、いろいろあったわけでありますけれども、答弁になっているのからならないのからいろいろでございます。その１点を再々でやりまして、もう残すところ７分でありますので、最後にそれも含めてですね、お聞きをしたいと思うんですが、もう一つするか。強固なその物を造って行くんだと、災害に耐えられる物を造るんだと、いわゆる国が今示している強靭化だろうと思いますけれども、限界がございます。お金が掛かります。そんなことは中々できない。口で言うのは簡単でありますけれども。したがって、対策をしっかりとするというのうが今のところ、同時にそれは強靭化も進めなければならないでしょうけれども、やって行くということなんではないかなというふうに思います。

残されたところ６分でありますので、総括をして申し上げたいと思います。質問を通して今回の災害対応を検証するとともに今後の災害対策に役立てたいとの思いから質問をいたしましたが、皆さんお聞きのように誠に残念ながら答弁から垣間見えてくるのは、災害に対する日頃の緊張感というものが非常に薄く、危機管理がなっていない、と言わざるを得ない。こういうことだろうと思います。もちろん、災害対策には１００％の対応はないと理解するものの、今回の災害対応はあまりにも遅く、町としての対応については、評価に値しない、と考えます。その原因は、災害時の初動体制とその後の対応についての一貫性がまったくなく、それが原因で対応におくれができ、住民側からすると戸惑い不安が募り、結果として職員の皆さん方が一生懸命、課長始め頑張ったことも評価されず、安全と安心につながって行かない、こう思うのでありあます。３．１１の大震災の時、私たちは国や県の初動態勢やその対応について、その遅さを今もなお批判続けております。だとすれば、直接住民と向き合っている町は即行動、対応という考えが必要と考えられます。あの３．１１の体験と教訓が

いま求められている時、それが活かされなかったことは誠に残念の極みであり、反省をしなければならないと思います。また、先ほどから言っておるように、いくら機能の充実を図ったり立派な庁舎や立派な防災計画を作っても、要は災害に対しての日頃の気構えが希薄では現実として対応できない。このようなことではないかと思います。毎日のようにマスコミ報道で今でも収束されていない原発の問題、大雨の被害や想定もしなかった竜巻等、その被害が報道されており、私たちの住んでいるこの三春町も決してその例外ではなく、いつどこで何が起きるか分からない状況下の中で我々は生活を営んでおります。しっかりと対策を立てて行かなければならないと考えるものであります。災害に遭った、前にも申し上げましたように町民のより所はまさに町行政であり、町民の目線と言うのであれば、もっともっと町民に寄り添い、町民が何を考え何を願っているということをしっかりと心に受け止め対応しなければならない。このように考えます。３．１１を経験した私たちの三春町もあの時、想定外のことが起きたと国は声高らかに言っておりました。想定外のことが起きてもあの経験をしたわけでありますから、想定内で治めるくらいの被害とそして温かい町民に対しての思いやりを持ってその対策に当たるべきであり、今後はいち早く状況把握と的確な対応、適切な指示により町民が正に日頃から望んでおりますところの安全と安心を確保していただきたい。このように心から願っております。その思いの一端があればお伺いをし、質問を終わります。

○議長　当局の答弁を求めます。

はい、鈴木町長！

○町長　まず、災対本部の責任者は町長であります。

今、いろいろご指摘、ご教導をいただきました。これらをしっかり踏まえて、検証しながらですね、今後対応を取って行きたいとそのように思いますので、これからもよろしくお願いをいたします。

○議長　１番陰山丈夫君！質問席に登壇願います。

第１の質問を許します。

○１番（陰山丈夫君）　議長から質問の許しが下りましたので、通告の３点について質問をいたします。

まず、第１にですね、乳幼児の予防接種についてお尋ねいたします。

ＷＨＯ・世界保健機関は、１９９２年にＢ型肝炎ワクチンを２００９年にはロタウィルスワクチンを子どもの最重要ワクチンの一つに指定をしております。少子化が進む中、子どもの命を守る手立てがあるなら調査研究し、その結果、効果があるとしましたならば、奨励推進が望ましいと思います。Ｂ型肝炎ワクチンとロタウィルスワクチンの接種の公費負担等の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長　当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長　ご質問にお答え申し上げます。

Ｂ型肝炎は、感染している妊婦が出産しますと新生児にほぼ肝炎が感染することから、国では１９８５年からＢ型肝炎母子感染防止事業を開始しいたしました。現在では、すべての妊婦が妊娠中にＢ型肝炎の抗原検査を受け、陽性の場合には新生児にワクチンを接種して予防する体制が整備され高い効果を上げております。三春町においても、妊婦健診において公費負担で肝炎検査を実施して対応しております。

また、ロタウイルスは、乳幼児の嘔吐や下痢症の主要な原因ウイルスの一つで、国内では

３月から４月に多く発生する病気ですが、治療法が向上したことから重症になることはまれになったと報告されております。１９９８年に初めて生ワクチンが認可されて以後、副反応の発生等安全性について検証と開発が進められ、現在は法定接種に位置付けるべきかどうか国の専門機関で議論がされているところであります。

ご承知のとおり、乳幼児の予防接種は、予防接種法により６種類１０疾病のワクチンを受けるよう定められており、平成２５年４月の改正では、任意接種とされていた小児肺炎球菌とヒブワクチンが新たに法定接種に位置付けられました。三春町においても全額公費負担で実施し接種勧奨しております。

町としましては、ワクチン接種により重症化を防ぐことができる病気について、安全性が確保される限り、ワクチン接種は進めて行く考えでございます。今後も、法定ワクチンの接種率向上に取り組むとともに、ご質問のＢ型肝炎ワクチン、ロタウィルスワクチンは現在、任意接種ワクチンでございますが、その重要性を認識し、その効果や安全性、疾病の重症度、発生頻度を検証するとともに、情報収集に努め、実施協力機関である医師会等専門家の意見を聞きながら検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長　再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○１番（陰山丈夫君）　ただいまの答弁でですね、Ｂ型肝炎についてですね、これ母子感染だけをですね、今町の方では多分考えているのかなと思います。でも母子感染はですね、だいたい６５％位といわれておりますね。残りの３５％は周囲の方から感染があるということで、これＢ型肝炎については沖縄、宮古島ですとか佐賀県で集団感染しておりますよね。そういうことで血液とか、母子感染ばかりでなくてね、普段の生活の中で感染するわけですよね、ですからそういったものが防げるというね、ワクチンがあるわけですので、ぜひ調査研究してですね、取り組みをお願いできれば良いなというふうに思っております。

それでこれについては、自治体でもねやっている自治体があります。ワクチンの全額補助ではありませんが、助成金ね、出して進めている所もございますので、そういった所も研究ね、調査してもらってどういう状態なのかね、調べて欲しいなというふうに思います。

それから、このＢ型肝炎についてはですね、３歳未満でＢ型肝炎ウイルスに感染すると持続感染者になりやすいと、母親の感染の有無に関わらずワクチンを接種できる生後２ヶ月になったらＢ型肝炎の予防が受けた方が良いということで、こういうふうに済生会の横浜市東部病院の小児科の先生ですね、そういうふうに言っているようですね。あとロタについてもですね、これは北九州市立の八幡病院の先生ですか、「この病気に対する有効な治療法はないと。自然に体内から排泄される。それを待つしかない。」と言っておりますので、ですから感染するとね、結局このロタの場合はそのウイルスが体内から出るのを待つしかないということのようですので、重症になるとね脳症、脳炎を起こすというねこともあるようですので、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。これは、小児科学会ではロタもＢ型肝炎のワクチンについてもね推奨しておりますので、今後のね取り組みについてどのようにね、して行くのか。そいった点についてお尋ねをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長　陰山議員。質問はいいですね。今のことについて。

○１番（陰山丈夫君）　今後の取り組み。先ほどは今までの病気に対してのね、説明ですよね。だから、これからどういうふうに対応して行くのか。そのことについてお尋ねをしたい。

○議長　　はい、当局の答弁を求めます。

影山保健福祉長！

○保健福祉課長　　それではご質問にお答え申し上げます。

今後はでですね、いま議員おっしゃるようにですね、県内県外先進地がございます。数ヶ所ではございますが、その辺の意見交換とかですね、しながら町でも取り組めるものかどうかを判断して行きたいと思います。

以上でございます。

○議長　　再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　　第２の質問を許します。

○１番（陰山丈夫君）　　農地及び宅地等に繁茂した雑木草の除去について、お伺いいたします。

東日本大震災以降、耕作放棄地及び空家それから宅地に雑木草が繁茂し、隣地所有者が困惑しているところがあります。農作物の栽培環境、快適な住環境を維持するため、町はどのような対策を取っているのか伺います。

○議長　　第２の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長　　２番目のご質問にお答えをいたします。

三春町内において、耕作放棄農地は増加傾向にございます。耕作放棄地や管理が不十分な空き地の増加は、農作物や生活環境に悪影響を及ぼす病虫害の発生や、火災・土砂災害などの発生を招くことが懸念されます。これらの未然防止には、所有者または使用者自らが草刈りを行うなど、適切な手入れをかかさないことが重要であります。

このため農地については、中山間地域等直接支払交付金制度などの国の事業を活用し、景観作物の作付をすすめたり、また、高齢などの理由により耕作できなくなった農地については、集落で共同管理をすることなどを通して、耕作放棄地の発生を防止をし、成果を上げている農業集落もございます。

しかし、一方で合意形成が進まず、こうした取り組みができない農業集落もあります。町としては、各種補助事業などの活用を促し、耕作放棄地の解消が図られるよう、これらの集落を支援して参りたいと考えております。

また、宅地周りの空き地などについては、行政区長や近隣住民の情報を得ながら、土地管理者に対し草刈等の実施を依頼しております。

町は、除草など適切な土地の維持管理が行われるよう、関係者との連携を図りながら、今後も良好な土地の管理が図られるよう啓発して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長　　再質問があればこれを許します。

はい、陰山丈夫君！

○１番（陰山丈夫君）　　土地の所有者ですけれども、一応管理の責任はあると思うんですよね。やっぱり、最終的にはその地主さんがね、最後は責任を持つということで、やらないとですね、結局は補助金を出しても何をやってもですね、管理されないという状態になって来ると思うんですよいね。ですから、そういうことのないように取り組みをしていただきたいと思うんですが、今朝のテレビでですね、これちょっと話しがそれますけれども、ゴミ屋敷

のテレビちょこっとやっていたんですね。ちょこちょこちょこって私ずっと最初から最後まで見なかったんですけれども、そのゴミ問題に対してですね、条例を制定してその結果ね、苦情に対しての解決率がものすごく高くなったという、そういう内容のね報道だんたんですよ。それで、その空地の雑草の除去なんかについてもでですね、条例を制定してね、地主にちゃんと責任を持たせてやっているところもあるわけなんですけれども、町としてね、その条例制定、そういったものについてね、全然考えていないのかどうかですね、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長　当局の答弁を求めます。

はい、副町長！

○副町長　ただいまのですね、ご質問にお答えしたいと思います。

まずですね、条例の件なんですけれども三春町でもですね、これに似た条例としてはですね、平成１２年に制定いたしました三春町ポイ捨て等の防止に関する条例というのがございます。これはですね、ポイ捨てですからそういうね、空缶とかそういうのを捨てたり、たばこの吸い殻を捨てたり、そういうのを止めましょうという三春町も先駆けてですね、条例を作っております。併せてですね、今ありましたこういう雑草の除去に対する条例もですね、全国的には作られている自治体があるようですけれども、まずはですね、今のポイ捨て条例の状況を検証した上でですね､また改めてこういう条例が必要なのかどうかを含めてですね、検討させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長　再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　第３の質問を許します。

○１番（陰山丈夫君）　役場職員に対する処遇の現況と今後の進め方についてお尋ねをいたします。

第１番に、高年齢者雇用安定法は従業員の定年後も年金支給年齢になるまで希望者全員を雇用することを義務付けた法律があります。

それから２番目に、障害者雇用促進法は今年４月に法定雇用率が１．８％から２．０％に引き上げられました。

３番目に、三春町人事行政の運営状況の年次休暇の取得日数について。

以上３点について、お伺いをしたいと思います。

○議長　第３の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長　ただいまの質問にお答えを申し上げます。

１点目の高年齢者の年金支給年齢になるまでの雇用についてでありますが、国家公務員おきましては、年金支給開始年齢が６５歳まで段階的に引き上げられることに伴いまして、無収入期間が生じないよう、雇用と年金の接続の基本方針を定める閣議決定がなされております。それに対しまして、地方公務員おきましてもですね、その趣旨を踏まえて必要な措置を講じることとされております。それらを踏まえまして、三春町においては、現在、今年度末の定年退職予定者に対しまして、再任用の希望調査を行っているところでございます。職員定数との関係がございますので、それらを考慮して、短時間での再任用等を活用しつつ、退職職員の長年の経験それから能力を活かせるように、再任用制度の運用を行って参りたいと

いうふうに考えております。

次に２点目の障害者雇用率につきましてでございますが、それにつきましては今年度からですね、国及び地方公共団体におきましては、法定雇用率が２．３％というふうに変更になっております。三春町における、今年度の障害者雇用率につきましては、町長部局で４．０８％、教育委員会部局で７．３２％であります。いずれも法定雇用率を上回っているというふうな状況でございます。今後もですね、職員の採用等につきましては、障害者の雇用等に配慮しながら進めて参りたいというふうに考えております。

次に３点目のですね、役場職員の年次休暇の取得日数についてでございます。平成２４年の取得率につきましては、対象職員１５２名で平均が８．２２日、２１．６６％の取得率というふうになっております。平成２１年はですね１７．４％、平成２２年は１９．９％、平成２３年は２１．７％ということで、年々取得率は向上しているというふうな傾向にあります。現在の役場職員の業務の状況につきましてはですね、震災前の状況に戻りつつある一方ですね、除染をはじめとした復興関連業務も本格化してございますので、職員の適正な配置等によりまして健康等に配慮しながら、町民の皆様へのサービスに支障が出ないよう、進めて参りたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長　再質問があればこれを許します。

はい、陰山丈夫君！

○１番（陰山丈夫君）　高年齢者の雇用の安定法についてなんですけれども、町では希望者だけということで、継続雇用の制度を採用という形になるんですね。結局、一応法令に準拠すると定年年齢の引き上げと定年制の廃止と、それから継続雇用制度という三つのものから選びなさいということになっていますよね。だから、希望者全員を雇用するということは、継続雇用制度を取り入れるということになるわけですね。

あと各地でもですね、いろいろな働き口を求めていろんな高齢者が事業を起こしているのがあるんですけれども、これは高年齢者の企業等に対する支援というのが厚労省の方から多分、方針の中に含まれているんですでれども、そういった高齢者がですね、事業を起こしたいということでですね､町等に相談する場合､町ではですねどういった支援等ができるのか。よくＮＰＯを作って仕事をしたいというような人もいるようです。これ９月の１日民友新聞に「団塊パワーで除染隊、郡山の有志ＮＰＯを立ち上げ」なんていうのがあったんですけれども、これは６４才とかですね、そういう人たちが立ち上げたと。これ多分この方たちは、元郡山市の職員の方たちだと思うんですけれど、こういった方々がもし町の方に支援を求めた場合、どういうふうなことをやってくれるのか。その辺を伺ってみたいと思いますのでお願いします。

○議長　当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長　ただいまの質問にお答えを申し上げます。

高年齢者の雇用の安定法ということなんですが、こちらとですね、地方公務員の関係がちょっと違うわけですね。地方公務員は国家公務員に準じてですね、再任用制度を採りなさいと、採ってくださいねというふうな形を採るようになります。その点、まず法律が違うということをご理解をいただきたいと思います。それに、国家公務員に準じてですね、地方公務員は再任用制度という制度を採って町の条例にも再任用の条例がありますのが、それに基づいて再任用制度を行うというふうな形になるということでご理解をいただきたいと思います。

ただいま申し上げたようにですね、現在、再任用制度の希望調査を行ってですね、希望の方すべてを一応再任用という形を採るというふうな形で、今考えておりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、ＮＰＯ等ですね、定年退職後に高齢者の方が活躍の場を設けたいというふうなそういう場合の町の支援はどうなのかというふうなご質問かというふうに思います。その場合も町の方でＮＰＯ法人の対応ですね、どういうふうなＮＰＯ法人にしてですね、対応して行くのかというふうなご相談窓口は設けて置きたいと思っておりますので、総務課の方でそれはご相談に応じて行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　再々質問があればこれを許します。

はい、陰山丈夫君！

○１番（陰山丈夫君）　有給休暇の取得日数なんですけれども、この取得日数がね多いのか少ないのか、ということですね。これは、有休休暇は結局２０日年あるわけですね。繰り越しを入れると延べ４０日ということになるんですけれども、それでね、この取得率で職場環境が保たれているのかどうか。結局、取りにくい職場ということはないのか。あと、仕事量がね、多くて取れないのか。そういったいろいろなものが含まれていると思うんですね、この取得率から想定する分にはですね。ですからその辺についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長　当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長　ただいまの質問にお答えを申し上げます。

有休日数について､取得が多いのか少ないのかというお話しでございます｡確かにですね、年２０日ありますし、繰り越しですべて繰り越しすると４０日と、４０日の内に先ほど申し上げた２１％程度では少ないのではないかというふうなお話しかというふうに思いますけれども、有休以外にもですね、特別休暇とかというのも町では設けてございますので、そちらの休暇もですね、合わせて取りながら有休も合わせて取っていただいているというふうな状況にございます。年々、少しずつ取得率は向上しているというふうな、先ほど申し上げましたように傾向はありますので、取りやすいような環境をですね、職場環境を取って行きたいというふうに考えております。仕事量が多くてですね、周りに迷惑がかかるから休みにくいというふうな、取りにくい職場になっていないかというふうなこと、ご指摘がただいまあったかと思うんですが、遠慮しないでですね取るというふうなお互いですね、ざっくばらんな関係で職員はいるというふうに私は理解しておりますので、そういうざっくばらんな関係をですね、お互いに上司と部下の関係、それから同僚の関係を築きながらですね、取りやすい職場環境を作って行きたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長　質問ありましたら。

（ありませんの声あり）

○議長　３番影山初吉君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○３番（影山初吉君）　先に通告しておきました事項について質問をいたします。

旧桜中学校交流施設の利活用と指定管理者制度についてであります。

今回の９月補正予算には、この件について上程されていませんでしたが、６月２１日全員

協議会資料№.３でですね、旧桜中学校交流施設の利活用方針について財務課長より説明がありましたので、それを基に質問をさせていただきます。

町ではですね､この資料によりますと大変貴重な資源であるというように載っております。私もそう思っております｡ここに書いてありますが、「旧桜中学校は周辺に三春の里田園生活館や自然観観察ステーション、三春ダム資料館等が立地しており、これらと連携することによって三春まちづくりの新たな拠点として期待できるものである」というふうにうたっております。まさにそのとおりであります。そこで質問をいたします。

（１）今後のスケジュールについて。全協の説明で、９月議会に上程し条例の制定、指定管理者の指定、予算・指定管理料等と記され説明されましたが、なぜ今議会へ上程されなかったのか、お伺いをいたします。

２番、管理運営の方法について。校舎、体育館、プールを一体的に管理運営することとし株式会社三春まちづくり公社へ指定管理者とする。現在、三春まちづくり公社の指定管理施設は関連、旧雇用促進住宅を含め５施設、旧桜中を指定管理とするとなれば、６施設となります。役場を中心とした第３セク公社に職員まで派遣し、管理運営する方法は適正かつ妥当なのか、お伺いをいたします。

３点目、利活用の方法について。検討委員会の答申を踏まえ環境、文化、芸術、スポーツの拠点とすることを基本としつつ、事業等への貸与も検討したい。校舎については文化、芸術に関するスタジオ、アトリエとして作品の販売、展示、文化教室の開催などを展開するため、貸工房、貸教室等とする。体育館、校庭、プレーコートについては学校施設の開放事業として利用団体への利用継続、また大学等の合宿施設としても活用できないか検討する。町民への活用、団体への開放、大学等の合宿施設と理想的で夢のようなプランですが、現実的に可能なのか、費用対効果を含め町の考えをお聞かせください。

○議長　　質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長　　３番議員のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の今後のスケジュールについてでありますが、今年１月に、三春町公共施設整備方針検討委員会から、閉校となる中学校等の利活用について答申があり、この中で、旧桜中学校については「文化・芸術に関するスタジオ・アトリエとして貸し出し、作品の販売、展示、文化教室の開催等を展開する三春町の新しい観光・文化・芸術の拠点として整備する」とした第１案と、「介護・福祉関連の事業所や専門教育施設等の事業者を公募により募り、有償で貸与する」とした第２案が示されました。町としては、答申の第１案に基づき、町民はもとより来町者へ広く芸術・工芸の創作の場を提供するとともに、人と物の交流によって三春町の活性化と文化の醸成を図る施設として位置付け、施設の設置条例案等を本議会に上程すべく準備を進めて参りました。その中で、町内の生涯学習活動登録団体へ利活用に関するアンケート調査を行ったところ、利用希望があったのは現時点で５団体であり、利用頻度も年に１、２回や月に１回程度という結果でありました。このため、現在の町の案においては、アンケート結果以外にどの程度のニーズがあるのか把握できていないという問題点があります。また、文化・芸術等の交流施設であるため、民間事業者等へ施設を貸し付ける場合と比較して、収益をあげにくいという課題もあります。こうしたことから、民間事業者等の利活用ニーズについても情報を収集しながら、答申の第２案である事業者の公募等の可能性についても検討することとし、本議会における条例案等の上程を先送りしたところであります。

２点目の管理運営の方法についてでありますが、株式会社三春まちづくり公社は、去る７

月１０日に株式会社三春の里振興公社との合併を機に、農業と商業の連携に観光を加えた新たな産業振興を目標としております。また、既に管理を行っている三春の里農業公園田園生活館や自然観察ステーション、三春ダム資料館等との連携による新たな拠点づくりについても期待できることから、三春まちづくり公社を指定管理者の候補に選定したいと考えているところであります。

なお、本年度の町から公社への職員派遣については、施設の管理を行わせることを目的としたものではなく、町との連絡調整を図りながら、三春まちづくり公社と三春の里振興公社との合併と新たなまちづくり公社の立ち上げを円滑に進めるために派遣したものであります。

３点目の利活用の方法についてでありますが、旧桜中学校については、町の振興の新たな拠点として、貸工房や貸教室等のほかに合宿施設、地元農産物の加工所、三春町出身者の記念物等の展示コーナーや三春町にゆかりの方々の専門図書室、フリーマーケットの開催場所といった利活用方法についても検討しているところであります。これらの事業を進めるため、三春まちづくり公社を指定管理者として指定した場合、指定管理料が発生することとなりますが、町が直接この施設を管理するよりは安価になる見込みであります。ただ、一方では多額の施設利用料収入は見込みにくい利活用方法でもあるといえます。このため、１点目で答弁したとおり、民間事業者等の利活用ニーズについても情報を収集しながら、答申の第２案である事業者の公募等の可能性についても、検討して参りたいと考えております。

以上であります。

○議長　再質問があればこれを許します。

はい、影山初吉君！

○３番（影山初吉君）　まず第１点でありますが、６月２１日の全協、この報告資料に自信を持って町は全員協議会へ提出報告したものと思います。自信を持って。それが、１ヶ月も２ヶ月もたたないうちに白紙撤回、今度は公募をするんだよと。こういうことがあっていいんでしょうか。そういう中で、重要な政策方針をアンケートを取ってアンケートの結果が利用方針が少なかったから公募に変えたんだよと。こういう安易な考えで重要政策を撤回していいものだろうか。一つ。

それでは、どの時点で方針を転換したのか。分かれば月日までお聞かせください。そして、町は常々「検討委員会の答申を踏まえ」、答申・答申と言われておりますが、その答申に公募をすべきと入っているんでしょうか。その辺もお尋ねをいたします。

２点目の質問の中ですが、町職員の派遣、これは管理をするのではなく合併をするための町側と公社側の調整役で派遣したんだと、こういうことですが。先ほども触れられたとおり７月１０日合併は終了しております。今この職員は何をなされておりますか。お聞かせください。

３点目の質問でありますが、この資料№３、全協に報告しましたが、これは誰が立案してこういうプランを立てたのか。お聞かせください。公募をすることによってですね、今までは町民利用、外部利用、合宿施設等と多面的に検討されておりますが、公募をしてですね、これを一本化するのか。費用対効果等も含めて。その点をお聞かせ願います。

以上であります。

○議長　質問に対する当局の答弁を求めます。

はい、橋本副町長！

○副町長　それではですね、ただいまのご質問にお答えをします。

まず、６月２１日の全協で報告したやつを白紙撤回したのかというご質問ですけれども、先ほど言いましたように、白紙撤回したのではございません。まず、今までは三春の里振興公社を中心にした検討委員会のですね、答申の第１案に基づいてやってきましたけれども、ただ、今言ったようにそれらについて実際どれくらいの団体が利用するか改めてですね、問い合わせしたところ今のところ５団体しかないと。５団体でこのまま出発した方が良いのか。検討委員会の第２案にありました公募してですね、そういう新たな事業者を探した方が良いのか。その２点について、もう一度ですね、双方考えて検討してみてはどうか、ということで方針を転換したということではありません。それからですね、検討委員会の報告書の中に先ほど言われた公募というのが入っているのか、というお質しでしたけれども検討委員会の報告書のですね中に入っておりました。検討委員会の第２案に「事業所や教育施設等として貸与する。介護福祉関連の事業所や専門教育施設等の事業者を公募により募り有償で貸与する。」例として、先ほど言いましたように第１案、第２案が検討委員会の報告書で報告されておりましたので、それに基づいて第１案と第２案について検討しては、ということで進めているということであります。

それからですね、町から行っている職員が合併後何をやっているのか、ということでありますけれども、当然ですね、この指定管理者についてはまちづくり公社ですね、管理団体として今まで検討しておりますので、当然この計画等についての担当をしてもらっているということであります。

それからですね、誰がこの計画を立案したのか、ということについては、まちづくり公社と町の担当部局で検討を進めて来たという経過でありあます。

以上であります。

○議長　　再々質問があればこれを許します。

はい、影山初吉君！

○３番（影山初吉君）　　白紙撤回ではないんだよということでありますが、しかし、全協これだけ立派な資料を上げましてですね、今後のスケジュールの中でアンケートも行うよと９月議会に上程しますよと条例の制定、指定管理者の指定、予算まで審議しますよと、こういうことまで載せておいてですね、これを１ヶ月もしないで転換するということは、ちょっとチェックが甘かったのではないかと思います。アンケートを取ったら少なかった。だから方針転換をしましたよと、これでは大人のやる仕事ではないと思うんですね。まず一つ。

二つ目です。まちづくり公社が指定管理すれば格安にあがるというような返答でありますが、私の質問の中で公社が管理運営する方法が適正かつ妥当なのか、ということを質問しております。民間会社はですね、生き残りをかけてですね、仕事をどんどん取るのに汗を流しております。仕事を取らなかった倒産してしまうんですね。まちづくり公社は、どんどん町の施設を管理することによって収入が得られるから企業努力する必要がないですね。こういうことが適正なのか。今後もどんどん増やして行くのか、ということを聞いております。この辺を一つお答えをいただきます。

それとですね、何回も言うようですが、こんな立派なプランを決めましてですね、議会に提示して何とか何とか試案といって誰かがこの試み試案を作っているんですね。これは良いことですよ。町の施設利用のためにね、ただ先ほども言ったとおり、コロコロ変えるようでは適正な職員配置、適正な内容とは言えないと思うんですね。一つその辺をお答え願います。

以上であります。

○議長　　当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長　　それではですね、ただいまの再々質問にお答えしたいと思います。

まず、１点目のですね、チェックが甘かったのではないか、というご質問ですけれども、それについてはですね、チェックが甘かったと言われれば確かに甘かったかと思います。ただですね、計画通り進める１案が良いのか、１案でちょっと厳しいので２案も含めて検討してはどうかという考え方から先ほど言いましたように白紙撤回したのではなくて、第１案と第２案を双方をですね、もう一度検討してみてはどうかという判断の下でそういうふうな方向で今進めることにいたしました。

それからですね、まちづくり公社に指定管理として出すことが妥当なのかどうかという点につきましては、先ほど第１回目の答弁でお答えしましたように、あそこは三春の里振興公社それから自然観察ステーションとかですね、そういう施設も三春まちづくり公社の方に管理をしていただいているので、交流施設というか一般の人を対象とした同じような施設であれば同じ所に運営してもらった方がですね、より効果的ではないかという考えからですね、まちづくり公社を指定管理の候補者として選定をしてということであります。また、今後もですね、増やして行くのかということについてはですね、今の案件では旧桜中学校を考えております、というのみとさせていただきます。

それからですね、プランの議会に示した案が試案と入っていたかどうかですね、ちょっと私も今ここで手持ちにないんですけれども、確かにですね、作成した職員の名前が入っていたかもしれませんけれども、ただいずれ誰が作ったかっだけであって、議会に提出したということは町の方で提出したわけでありますから当然ですね、それは重みがある計画だというふうには理解はしております。

あと、職員の配置についてはですね、先ほど言いましたように合併は７月１０日で終わりましたけれども合併した後のですね、まちづくり公社と三春の里振興公社ですね、それらを一本にした当初の立ち上げと言いますかね、この旧桜中学校の利活用も含めて今それらを対応してもらっているということであります。

以上であります。

○議長　　質問がありましたら。

はい、影山初吉君！

○３番（影山初吉君）　　いろいろ選択肢はあるということで今取り組みは分かりました。そういうことで、この内容については１２月議会に上程するのか。一つ。

あとはですね、職員の派遣ですが、これは民会の会社へ研修するというような名目で派遣していると思うんですが、この内容が多岐にわたってかなり管理運営上、人数が必要な時はまた町でそういう名目で職員を派遣する考えはあるのか。この２点だけ聞かせてください。

○議長　　当局の答弁を求めます。

はい、橋本副町長！

○副町長　　まず、１点目のですね、１２月議会に上程するのかというご質問ですけれども、先ほど申しましたようにですね、いま第１案と第２案についてちょっと検討したいというふうに考えております。特に第２案については、公募した場合にですね、どういうふうになるかという問題もありますので、今１２月議会に必ず上程しますというとこにはいきませんけ

れども、できるだけ早くですね、第１案と第２案の整理をして議会とも協議はさせていただきたいと思っております。

それから、第２点目のですね、職員の派遣についてでありますけれども、先ほど言いましたようにいま派遣している職員につきましては、あのような理由で今年度１年間ということで考えております。次年度以降についての町職員の派遣については、現時点では考えてはおりません。

以上であります。

○議長　　質問がありましたらどうぞ。

（ありませんの声あり）

○議長　　これにて一般質問を打ち切ります。

……・・　**散　会　宣　言**　・・……

○議長　　以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので散会いたします。

傍聴者の方、ご苦労様でした。皆さん、長時間ご苦労様でした。

（午後２時１９分）

平成２５年９月１３日（金曜日）

1　出席議員は次のとおりである。

１番　陰　山　丈　夫	２番　渡　辺　泰　譽	３番　影　山　初　吉
４番　佐　藤　　弘	５番　本　田　忠　良	６番　本　多　一　安
７番　儀　同　公　治	８番　渡　辺　正　久	９番　三　瓶　文　博
10番　佐久間　正　俊	11番　小　林　鶴　夫	12番　橋　本　善　次
13番　鈴　木　利　一	14番　渡　邉　勝　雄	15番　佐　藤　一　八
16番　日下部　三　枝		

2　欠席議員は次のとおりである。

な　し

3　職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長　　橋　本　清　文　　書記　　近　内　信　二

4　地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町　　長	鈴　木　義　孝
副　町　長	橋　本　國　春

総　務　課　長	佐　久　間　收	財　務　課　長	鈴　木　正　人
住　民　課　長	工　藤　浩　之	除染対策課長	村　田　浩　憲
税　務　課　長	佐久間　幸　久	保健福祉課長	影　山　敏　夫
産　業　課　長	佐　藤　哲　郎	建　設　課　長	伊　藤　　朗
会計管理者兼 会　計　室　長	遠　藤　弘　子	企　業　局　長	増　子　伸　一

教育委員会委員長	武　地　優　子	教　育　長	遠　藤　真　弘
教育次長兼教育課長	橋　本　良　孝	生涯学習課長	滝　波　広　寿

農業委員会会長	宗　形　義　匡

代表監査委員	大　津　　茂

5　議事日程は次のとおりである。

議事日程　平成２５年９月１３日（金曜日）　午後２時４０分開会

追加第１　議案第８５号の一部訂正

追加第２　議案の提出

追加第３　提案理由の説明

追加第４　議案の質疑

追加第５　議案の委員会付託

第　６　議案の審議

議案第７７号　訴えの提起について

議案第７８号　三春地区仮置き場造成工事請負契約について
議案第７９号　三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第８０号　三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第８１号　三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第８２号　三春町第三セクター管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第８３号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
議案第８４号　三春町第１保育所に係る指定管理者の指定について
議案第８５号　平成２５年度三春町一般会計補正予算（第３号）について
議案第８６号　平成２５年度三春町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第８７号　平成２５年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第１号)について
議案第８８号　平成２５年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第２号）について
議案第８９号　平成２５年度三春町病院事業会計補正予算（第１号）について
議案第９０号　平成２５年度三春町水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第９１号　平成２４年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第９２号　平成２４年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９３号　平成２４年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９４号　平成２４年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９５号　平成２４年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９６号　平成２４年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９７号　平成２４年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
議案第９８号　平成２４年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について
議案第９９号　平成２４年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
議案第 100 号　平成２４年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について
議案第 101 号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

議案第 102 号　道州制導入に断固反対する意見書の提出について

閉　会

６　会議次第は次のとおりである。

（開会　午後２時４０分）

……・・　開　会　宣　言　・・……

○議長　　それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

……・・　**議案第８５号の一部訂正**　・・……

○議長　　ただいま、町長から出されている　議案第８５号「平成２５年度三春町一般会計補正予算（第３号）について」、その内容の一部について訂正したいとの申し出がありましたので、議案第８５号の一部訂正の件を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、議案第８５号の一部訂正の件を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

一部訂正の議案を配布いたしますので少々お待ち下さい。

（議案書の配付）

○議長　　追加日程第１により、議案第８５号の一部訂正の件を議題といたします。

議案第８５号の一部訂正の件について、町長から理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長　　９月定例会提出議案の一部に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

訂正箇所は、議案第８５号「平成２５年度三春町一般会計補正予算（第３号）について」の補正予算書１２ページの説明内容の一部であります。

このことについては、正誤表のとおりでありますので、訂正くださるようお願いをいたします。

○議長　　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第８５号の一部訂正の件を許可することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、議案第８５号の一部訂正の件については、これを許可することに決定いたしました。

○議長　　ここで、議案審査のため暫時休憩いたします。

再開は追って連絡いたします。

……・・　休　　憩　・・……

（休憩午後　１４時４３分）

（再開午後　１４時５３分）

……・・　再　　開　・・……

○議長　　それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き再開いたします。

……・・　議　案　の　提　出　・・……

○議長　お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第１０１号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」が提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第２として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、議案第１０１号を日程に追加し、追加日程第２として議題とすることに決定いたしました。

議案書を配布いたしますので、少々お待ち願います。

（日程表・議案書の配付）

……・・　提　案　理　由　の　説　明　・・……

○議長　追加日程第３により提出議案の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長　それでは追加議案の説明をいたします。

議案第１０１号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」。固定資産評価審査委員会委員の神田昭壽氏の任期が平成２５年１０月３１日で満了となるため、新たに宗像正英氏を委員としたいので、議会の同意を求めるものでありあます。

よろしくお願いいたします。

……・・　議　案　の　質　疑　・・……

○議長　追加日程第４により、会議規則第３７条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第１０１号の提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長　議案第１０１号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

……・・　議案の委員会付託　・・……

○議長　追加日程第５により、議案の委員会付託について、ただいま議題となっております議案第１０１号については、人事案件でありますので、全体会で議案調査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議長　ここで、議案審査のため暫時休憩いたします。

再開は追って連絡いたします。

……・・　休　　憩　・・……

（休憩午後　１４時５７分）

（再開午後　１５時０２分）

……・・　再　　開　・・……

○議長　それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

……・・　付託議案の委員長報告　・・……

○議長　　日程第６により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長　　総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、９月５日に日程設定を行い、９月９日、１０日、１１日、１２日、１３日の５日間、第１委員会室において開会いたしました。

議案第７９号、「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、三春町避難広場を地区公共施設に加えるため､本条例の一部を改正するものであり､審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８２号、「三春町第三セクター管理条例の一部を改正する条例の制定について」。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、平成２５年７月１０日付けで、株式会社三春まちづくり公社と株式会社三春の里振興公社が合併したことから、本条例の適用対象となる第三セクターに変更が生じるため、本条例の一部を改正するものであり、審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８５号、「平成２５年度三春町一般会計補正予算（第３号）について」。

財務課長の出席を求め、補正予算（第３号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては地方交付税、繰越金、雑入等の追加と、財政調整基金繰入金等の減額であります。歳出においては、財産管理費、情報システム費、交通安全対策費等の追加と一般管理費等の減額であります。このうち、旧公民館解体追加工事及び公有施設整備基金積立金について、その内容及び経緯について精査する必要があることから､財務課長よりさらに詳細な説明を受けました｡慎重に審査いたしました結果、１点目「旧公民館解体工事の追加補正予算について、予算の執行にあたっては、適正執行に十分注意するとともに、工事等に変更が生じる場合は、速やかに適切に処置すべきである」、２点目「基金積立金について、予算の執行状況を適切に把握するとともに、住民要望や行政需要を十分に斟酌し、年度末の時期に行うべきである」旨の意見を付して、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９１号､「平成２４年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

関係する課長等の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、主要な施策の成果を説明する書類、事務報告書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　　経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長　　経済建設常任委員会が、９月定例会で付託を受けた議案の審査の経過と結果について報告いたします。本委員会は９月５日に日程設定を行い、９月９日、１０日、１１日、１２日、１３日の５日間、第４委員会室で開催いたしました。

議案第７７号､「訴えの提起について」。

民事調停和解事項が不履行になっている家賃滞納者等に対して、裁判所に訴えの提起を行うものであり、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第８０号､「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」

建設課長の出席を求め詳細な説明を受けました。沢石中学校校長住宅及び桜中学校校長住宅

について、学校の閉校に伴い名称を変更するために、条例の一部を改正するものであり、全員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第８１号、「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」。

建設課長の出席を求め詳細な説明を受けました。福島復興再生特別措置法の一部改正により、当該法律の引用条項が改められたこと及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、当該法律の題名が改められることに伴い、本条例の一部を改正するものであり、全員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第８５号、「平成２５年度三春町一般会計補正予算（第３号）について」。

産業課長、建設課長の出席を求め詳細な説明を受けました。歳入においては農林水産業費県補助金、雑入、災害復旧債の追加と有価証券売り払い収入の減額であります。歳出においては農業施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費の追加と農業総務費、人件費の減額が主なものであり、全員一致、所管に係る事項について原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第９１号、「平成２４年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

産業課長、農業委員会事務局次長、農林グループ長、商工観光グループ長、建設課長の出席を求め詳細な説明を受けました。所管に係る事項については適正に処理されており、全員一致、原案どおり認定すべきものと決しました。

議案第９０号、「平成２５年度三春町水道事業会計補正予算（第２号）について」。

議案第９８号、「平成２４年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」。

議案第９９号、「平成２４年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」。

議案第１００号、「平成２４年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」、の４議案は企業局長の出席を求め詳細な説明を受けました。

議案第９０号は、収益的支出の営業費用の補正であり、全員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第９８号は、未処分利益剰余金９６，１１９，３２９円のうち減債積立金、建設改良積立金に　それぞれ２千万円を積み立てるものであります。歳入歳出決算認定については適正に運営処理されており、全員一致、原案どおり可決及び認定するものと決しました。

議案第９９号は、適正に運営処理されており、全員一致、原案どおり認定するものと決しました。

議案第１００号は　資本剰余金２９３，８０６，６２７円のうち７，１２１，７５５円を処分し、欠損金７，１２１，７５５円を補填するものであります。歳入歳出決算認定については適正に運営処理されており、全員一致、原案どおり可決、及び認定するものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長　　文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長　　９月定例会において、文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、９月５日に日程設定を行い、９月９日、１０日、１１日、１２日、１３日の５日間にわたり、第３委員会室において開会いたしました。

議案第８４号、「三春町第１保育所に係る指定管理者の指定について」。

教育長、教育次長の出席を求め、本案に対する説明を受けました。本議案は、９月１２日に連合審査も実施し、審査をいたしましたが、三春町第１保育所への指定管理者の導入につ

いては、移行後の保育サービスの向上が期待できるものの、指定管理料が明確に示されていないなど、十分な審査ができなかったことから、時期尚早と判断をせざるを得ないため、原案は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

議案第８５号、「平成２５年度三春町一般会計補正予算（第３号）について」。

教育長、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長等の出席を求め、所管に係る部分について、それぞれ詳細な説明を受けました。

議案第８５号のうち教育課所管に係る歳入については、民生費県補助金及び教育費県補助金の増額であり、歳出の主なものについては、民生費の保育総務費及び保育所費、教育費の小学校費・中学校費の学校管理費及び幼稚園費の教育振興費を増額するものであります。

生涯学習課所管に係る歳入については、東日本大震災復興基金繰入金及び教育費受託収入の増額であり、歳出の主なものについては、民生費の児童館費を減額、教育費の交流館費及び保健体育総務費を増額するものであります。

保健福祉課所管に係る分の歳入については、衛生費県負担金から衛生費国庫負担金への組替及び衛生費県補助金の増額であり、歳出の主なものについては、総務費の諸費、民生費の社会福祉総務費、国民健康保険費及び介護保険事業費を増額するものであります。

住民課所管に係る分の歳入については､衛生費県補助金及び衛生費県委託金の増額であり、歳出の主なものについては、総務費の自治振興費及び衛生費の環境対策費を増額するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８６号、「平成２５年度三春町介護保険特別会計補正予算（第２号）について」。

保健福祉課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。歳入については、国庫補助金の地域支援事業交付金、県補助金の地域支援事業交付金、介護保険事務費繰入金及び繰越金を増額するものであります。歳出の主なものについては、償還金及び予備費を増額するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８７号、「平成２５年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第１号)について」。

住民課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。歳入については、繰入金を増額するものであり､歳出については､町営バス運行事業費を増額するものであります。以上､慎重に審査いたしました結果､全員一致､原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８９号、「平成２５年度三春町病院事業会計補正予算（第１号）について」。

保健福祉課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。収益的支出の医業費用の増額に伴い、収益的収入を増額するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９１号、「平成２４年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

教育長、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長等の出席を求め、所管に係る決算全般について、議案書、事務報告書及び歳入歳出決算書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果､「新三春中学校建設工事に関しては、建築構造種別が当初の町仕様から途中で変更がされたことに関して、議会に十分な説明がなされなかった経過があったので、今後はこのようなことが生じないように配慮をすること」の意見を付し、所管に係る事項については、全員一致、決算を認定すべきものと決しました。

議案第９２号、「平成２４年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」。

議案第９３号、「平成２４年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。

議案第９４号、「平成２４年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」。

以上３案について、保健福祉課長等の出席を求め、特別会計に係る決算全般について、議案書、事務報告書及び歳入歳出決算書に基づき、本案に対する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第９５号、「平成２４年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

住民課長等の出席を求め、町営バス事業の決算全般について、議案書、事務報告書及び歳入歳出決算書に基づき、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第９７号 、「平成２４年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長等の出席を求め、病院事業会計の決算全般について、議案書、事務報告書及び決算報告書に基づき、本案に対する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第７８号、８３号、８８号及び９６号の４議案につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので申し添えます。

……・・ **議 案 の 審 議** ・・……

○議長　日程第７により、議案の審議を行います。

議案第７７号、「訴えの提起について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第７７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第７８号、「三春地区仮置き場造成工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第７８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第７９号、「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第７９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第８０号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第８０号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第８１号、「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第８１号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第８２号、「三春町第三セクター管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第８２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第８３号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

これより議案第８３号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり橋本稔氏を教育委員会員に任命することに同意することに決定いたしました。

○議長　ただいま、橋本稔氏の出席を求めておりますので出席を許します。

（橋本稔氏入場）

○議長　それでは、ここで橋本稔氏よりごあいさつをいただきたいと思います。

○橋本稔氏　ただいま、議会により１０月より再任する橋本稔でございます。よろしくお願いしたいと思います。今まで４年間の経験を活かしながら、他の委員の皆さん方と協力し合い、微力ではありますが、三春の教育のために一生懸命尽力する覚悟でありますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

（橋本稔氏退場）

○議長　議案第８４号、「三春町第１保育所に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　本案に対する委員長の報告は否決でありますので、これより議案第８４号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成：２名）

○議長　起立少数であります。よって、議案８４号は否決されました。

議案第８５号、「平成２５年度三春町一般会計補正予算（第３号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第８５号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第８６号、「平成２５年度三春町介護保険特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第８６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第８７号、「平成２５年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第８７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第８８号、「平成２５年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第８８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第８９号、「平成２５年度三春町病院事業会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第８９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第９０号、「平成２５年度三春町水道事業会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第９０号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第９１号、「平成２４年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

なお、決算認定議案の質疑の際は、款、項、目、ページ数を示してから質疑を願います。

歳入全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第９１号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第９２号、「平成２４年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第９２号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第９３号、「平成２４年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第９３号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第９４号、「平成２４年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第９４号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第９５号、「平成２４年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第９５号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第９６号、「平成２４年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第９６号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第９７号、「平成２４年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出、資本的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第９７号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第９８号、「平成２４年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

余剰金計算書及び処分計算書（案）について質疑を許します。

（なしの声あり）

収益的収入支出について質疑を許します。

（なしの声あり）

資本的収入支出について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第９８号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第９９号、「平成２４年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出について質疑を許します。

（なしの声あり）

資本的収入支出について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第９９号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第１００号、「平成２４年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

余剰金計算書及び処分計算書（案）について質疑を許します。

（なしの声あり）

収益的収入支出について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第１００号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第１０１号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

これより議案第１０１号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり宗像正英氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意することに決定いたします。

○議長　お諮りいたします。ただいま、８番渡辺正久君外２名より、議案第１０２号「道州制導入に断固反対する意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、議案第１０２号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

（日程表・議案書の配付）

○議長　議案第１０２号、「道州制導入に断固反対する意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。８番渡辺正久君！

○８番（渡辺正久君）　議案第１０２号、道州制導入に断固反対する意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、道州制導入に断固反対する意見書を別紙のとおり、関係機関に提出するものとする。

平成２５年９月１３日提出。

提出者、三春町議会議員、渡辺正久。

賛成者、三春町議会議員、陰山丈夫。

賛成者、三春町議会議員、小林鶴夫。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成２５年９月１３日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長　ただいまの説明に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第１０２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長　ただいま、総務、経済建設、文教厚生の各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より所管に係る事項について、会議規則第７１条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長　　ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第７１条の規定により閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……・・　**町　長　挨　拶**　・・……

○議長　　本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長　　議員の皆さん方には９月定例会、精力的に議案の審査をしていただきまして、８４号以外は可決、同意、認定をしていただきましてありがとうございました。８４号につきましては、保護者の皆さん方の期待が大きいというふうに感じておっただけに否決というのは非常に残念であります。しかしながら、この会期中、議員の皆さん方からいろいろご意見、ご指摘をいただきましたことにつきましては、今後改善できるものは改善をして行くとこういうふうなことで臨みたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、さる８月９日の臨時会での私の開会のあいさつの中で、「それらを踏まえまして、当初町では瑕疵責任の明確化のため、設計施工一括発注方式を検討しておりましたが、議会からの意見と商工会、町内の建築・電気設備・機械設備関係業者皆さんの要望を取り入れて新庁舎建設工事の発注方式については、設計施工分離方式とし、施工についても分割発注とする見直しを行いました」ということを申し上げましたが、その中で「議会からの意見」という発言は誤りでありました。「議会からの意見」という発言をしたことについて、改めてお詫びを申し上げたいと思います。

以上であります。

……・・　**閉　会　宣　言**　・・……

○議長　　それでは、これをもちまして平成２５年三春町議会９月定例会を閉会いたします。

議員の皆さん、町の皆さんご苦労様でございました。

以上で散会いたします。

（閉会　午後３時３５分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成２５年９月１３日

福島県田村郡三春町議会

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件　　名	採決	議決の状況
議案第77号	訴えの提起について	全　員	原案可決
議案第78号	三春地区仮置き場造成工事請負契約について	全　員	原案可決
議案第79号	三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	全　員	原案可決
議案第80号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全　員	原案可決
議案第81号	三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	全　員	原案可決
議案第82号	三春町第三セクター管理条例の一部を改正する条例の制定について	全　員	原案可決
議案第83号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全　員	原案同意
議案第84号	三春町第１保育所に係る指定管理者の指定について	賛成２名 反対 13 名	原案否決
議案第85号	平成２５年度三春町一般会計補正予算（第３号）について	全　員	原案可決
議案第86号	平成２５年度三春町介護保険特別会計補正予算（第２号）について	全　員	原案可決
議案第87号	平成２５年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第１号）について	全　員	原案同意
議案第88号	平成２５年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第２号）について	全　員	原案同意
議案第89号	平成２５年度三春町病院事業会計補正予算（第１号）について	全　員	原案同意
議案第90号	平成２５年度三春町水道事業会計補正予算（第２号）について	全　員	原案可決
議案第91号	平成２４年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第92号	平成２４年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第93号	平成２４年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定

議案第94号	平成２４年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第95号	平成２４年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第96号	平成２４年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第97号	平成２４年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第98号	平成２４年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について	全　員	原案可決・認定
議案第99号	平成２４年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第100号	平成２４年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について	全　員	原案可決・認定
議案第101号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全　員	原案同意
議案第102号	道州制導入に断固反対する意見書の提出について	全　員	原案可決